

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

景観まちづくり課 (内線: 7363) → 事業実施: 住まいまちづくり課

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
景観まちづくり活動サポート事業	1,815	2,671	△856				1,815	
トータルコスト	9,554千円 (前年度 13,793千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	個別相談・情報提供、ワークショップ・出前座談会、先進事例研究・勉強会等							
工程表の政策目標(指標)	景観まちづくり活動に取り組む団体の増: 65団体 (H24) → 85団体 (H26) 地域資源を活用したまちづくり実施地区数の増: 55地区 (H24) → 71地区 (H26)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
住民や多様な主体との協働連携による地域の景観資源を活用したまちづくり活動(景観まちづくり活動)を積極的にサポートし、地域の活性化と景観の保全・創出を推進する。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区 分	内 容						金額	
個別相談・情報提供	・景観まちづくり活動団体等を個別訪問し、活動状況や課題等を把握し、課題解決への情報提供や支援策等を検討						166	
ワークショップ・出前座談会	・大学等と連携して、まちづくりに意欲のある地元住民等と一緒にワークショップ等を開催し、まちづくりのイメージ・テーマづくりや活動方針等を検討						1,118	
先進事例研究・勉強会	・まちづくり活動の組織化や活動方針等の課題解決につなげるため、先進事例研究や勉強会を実施						501	
意見交換会	・活動団体等の活動事例紹介や活動上の課題等について情報交換会を開催						20	
情報発信等	・団体概要や活動計画等をとりネットに掲載して情報提供						10	
景観行政費	2,213	2,315	△102				2,213	
トータルコスト	12,274千円 (前年度 11,848千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	審議会の運営、巡視員の設置、アドバイザーの設置等							
工程表の政策目標(指標)	地域資源を活用したまちづくり実施地区数の増: 55地区 (H24) → 71地区 (H26) 景観行政団体(市町村)数の増: 4団体 (H24) → 5団体 (H26)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
景観審議会の運営など景観行政に関する事務等を行う。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区 分	内 容						金額	
景観審議会の運営	・景観形成条例に基づき、知事の諮問に応じて、景観形成に関する事項について審議する。						536	
景観形成巡視員の設置、研修	・景観形成条例に基づき、条例に違反する無届行為の発見・通報等を行う巡視員を各市町村に配置し、巡視活動を行う。						703	
景観アドバイザーの設置、派遣	・景観に関して高い識見を有する者を景観アドバイザーとして配置し、公共事業に係る景観評価などを実施する。						824	
景観行政市町村職員担当者研修会等	・市町村担当職員等を対象として、景観まちづくりに実績をあげている市町村の講演、意見交換会を開催する。						150	

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

景観まちづくり課(内線:7363)→事業実施:住まいまちづくり課

2目 計画調査費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
屋外広告物行政費	384	517	△133			384		
トータルコスト	10,445千円 (前年度 10,050千円) [正職員:1.3人]							
主な業務内容	審議会の運営、講習会の開催、屋外広告物制度の普及啓発、違反広告物対策等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

屋外広告物審議会の運営など屋外広告物行政に関する事務を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	金額
屋外広告物審議会の運営	・屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、屋外広告物の設置許可基準その他の重要事項について審議	278
屋外広告物講習会の開催	・屋外広告物条例に基づき、広告物の設置に関し必要な知識を屋外広告業者に修得してもらうための講習会を開催	42
屋外広告物制度の普及啓発	・県内の規制状況など制度について広く情報提供を行うとともに、実務を担う市町村職員に必要な知識の習得を図る	34
違反広告物対策	・市町村等と連携を図り、屋外広告物に関する現状やニーズを把握するとともに、効果的な違反広告物対策を検討する	30

管理運営事業(計画調査費)	4,424	8,119	△3,695				4,424	
トータルコスト	7,520千円 (前年度 13,680千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	管理運営							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

課内、各地方機関及び各種関係機関への連絡・調整及び実施事業に要する事務的経費

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

4目 建築指導費

住宅政策課（内線：7391）→事業実施：住まいまちづくり課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	193,296	37,909	155,387	1,965			191,331	
トータルコスト	201,035千円（前年度 45,853千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	住宅、公共施設等建築物の耐震化率を向上させる							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大規模な地震の発生に備え、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、耐震診断から改修に要する費用の一部を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の育成その他、県民が安心して耐震化に取り組むことが出来る環境の総合的な整備等を行う。

2 主な事業内容

(1) 震災に強いまちづくり促進事業【拡充】 185,261千円

昭和56年5月31日以前に建築された住宅・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。また耐震改修促進法の改正(平成25年11月25日施行)により耐震診断が義務付けられる民間の大規模建築物等の補助制度を国の制度拡充にあわせて拡充する。

○建築物区分ごとの補助率

(太囲は今回新設・拡充箇所を示す)

対象建築物	補助対象	補助率				備考	
		国	県	市町村	所有者		
不特定多数大規模建築物	診断・設計	1/2	1/4	1/4	-	上限20,000千円	
	耐震改修(新設)	1/3	1/6	1/6	1/3	補助上限なし	
避難路沿道建築物(新設)	診断・設計	1/2	1/4	1/4	-	"	
	耐震改修	1/5	1/12	1/12	19/30	"	
防災拠点等建築物(新設)	診断・設計	1/2	1/6	1/6	1/6	"	
	耐震改修	1/5	1/12	1/12	19/30	"	
一般建築物(拡充)	診断・設計	1/3	1/6	1/6	1/3	"	
	耐震改修	11.5%	5.75%	5.75%	77%	"	
住宅	耐震診断	所有者負担なし	1/2	1/4	1/4	-	補助上限あり
		所有者負担あり	1/3	1/6	1/6	1/3	
	補強設計	1/3	1/6	1/6	1/3	"	
	耐震改修	改修前 $I_w \leq 0.3$	21.5%	10.75%	10.75%	57%	"
改修前 $I_w > 0.3$		16.5%	8.25%	8.25%	67%	"	

※不特定多数大規模建築物、避難路沿道建築物、防災拠点等建築物の補助制度は平成27年度まで。
※別途国による面積当たり単価の上限有り。

(2) 応急危険度判定士育成事業 1,742千円

大規模地震等に被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士の育成のため、技術講習会、実地訓練を実施する。

(3) 耐震化支援環境整備事業 2,188千円

県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備するため、建築士を対象に耐震化講習会を実施する団体に経費の一部を助成等する。

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業 3,930千円

がけ地付近に建築された危険住宅の移転費用の一部を助成する。
〔補助率〕国1/2、県1/4、市町村1/4

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成25年6月議会及び11月議会において、耐震改修促進法改正に伴う耐震診断が義務化された不特定多数大規模建築物の耐震診断費補助制度を創設。
- 県民が安心して耐震化に取り組む環境づくりのため、無料相談会や講習会の助成及び一定条件を満たす木造住宅耐震化業者の登録制度を実施し、登録業者をホームページ等で公表している。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7391）→事業実施：住まいまちづくり課

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	18,521	5,960	12,561			18,521		
トータルコスト	23,164千円（前年度 10,726千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							

【とっとり支え愛基金充当】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

建築物又はその敷地における高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を解消するよう、バリアフリー整備に係る費用の一部を補助する。

また、平成26年度に本県で開催される「全国障がい者芸術・文化祭」を契機として、県外客等も多く利用されることが想定される既存施設を対象に、障がい者団体等からも要望の多い「障がい者用トイレ」、「出入口（自動ドア、スロープ）」、「車いす駐車場の屋根」について3年間の期間限定で事業者負担を軽減することにより整備の促進を図る。

2 主な事業内容

(1) バリアフリー環境整備促進事業（500千円）

①補助対象者

民間建築物の所有者（市町村へ間接補助）

②補助対象建築物

民間の認定特定建築物のうち、商業系の用途に供しないもの

③補助対象経費

車いす使用者用駐車施設及び敷地内通路、出入口の自動扉又はこれらと一体となって整備される車いす使用者用便所等の整備に要する費用

④補助内容

補助率：国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3

(2) 鳥取県福祉のまちづくり推進事業（17,461千円）

①補助対象者

民間建築物の所有者（市町村へ間接補助）

②補助対象建築物

民間の特定建築物のうち、条例で規制する面積規模未満のもの等

③補助対象経費

ア 車いす使用者用便所及び当該便所に至る経路の整備に要する費用

イ オストメイト対応設備の整備に要する費用

ウ エレベータ整備に要する費用

エ 出入口の自動扉及び敷地内通路、音声誘導装置の整備に要する費用

オ 車いす使用者用駐車場の整備

④補助内容

補助率：国1/4、県1/8、市町村1/8、所有者1/2

※法、条例でバリアフリー化が義務付けられる既存建築物の車いす用トイレ整備・出入口整備・車いす用駐車場整備については期間限定（平成26年度～28年度）で補助率を拡充。

補助率：国3/8、県1.5/8、市町村1.5/8、所有者2/8

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成23年度から、市町村に対する間接補助制度とするとともに社会資本整備総合交付金の基幹事業及び効果促進事業を活用することとした。
- ・平成25年度時点で鳥取市、米子市、倉吉市、琴浦町の4市町が制度を創設済み。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7391）→事業実施：住まいまちづくり課

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県津波避難施設整備促進事業	債務負担行為 6,000 100		債務負担行為 6,000 △50				債務負担行為 6,000 100	
トータルコスト	874千円（前年度 944千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	説明周知、申請書の審査・基金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、今後津波による被害が想定される地域において津波避難施設を整備する市町村を支援する。

2 主な事業内容

○津波避難施設整備促進基金造成事業

（債務負担行為（平成27年度から平成36年度、総額6,000千円））

市町村が津波避難施設を指定するにあたり、施設の整備に要する経費の起債借入を行う場合に、償還による負担を軽減するために行う基金造成に対し、財政的支援を行う。

※市町村は緊急防災・減災事業債を活用する。

（100%充当、70%交付税措置（実質負担率30%））

・対象市町村 日本海沿岸の9市町村

・補助額 基金造成に要する経費の額

（ただし当該年度事業費の15%相当額を限度とする。）

・補助の方法 10年間分割交付

（単位：千円）

整備項目	事業費上限	件数	事業費
津波避難タワー建設	27,830	1	27,830
屋外階段設置	3,480	2	6,960
屋上等手摺設置	1,790	2	3,580
自動解錠装置設置	830	2	1,660
合計	-	-	40,030
債務負担行為額（15%）	-	-	6,000

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県地域防災計画（平成22年度）において、市町村による津波避難計画の策定等について規定。
- ・東日本大震災で、想定を超える大津波により甚大な被害が発生した状況を踏まえ、鳥取県津波対策検討委員会において、津波の高さ、浸水区域等の想定及び津波対策の検討が行われた。
- ・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波想定が設定されるまでの間、検討委員会の浸水予測を「暫定的な予測」と位置付けて津波避難施設整備の検討を市町村に働き掛けた。
- ・平成24年度に津波避難施設整備のあり方について沿岸市町村と意見交換し、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」を策定した。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7391）→事業実施：住まいまちづくり課

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家対策支援事業	10,000	10,000	0				10,000	
トータルコスト	12,322千円（前年度 13,972千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	制度説明、申請書の審査・補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>中心市街地や山間部を問わず県内各所において空き家の老朽化や放置による環境悪化等の問題が顕在化しつつあることから、利活用を含めた早期対策を講じるため、空き家の実態調査及び利活用や除却等に取り組む市町村を支援するとともに、空き家の再生を含めた県内の中古住宅流通を促す環境を整える。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>(1) 空き家等実態調査支援事業 市町村が空き家対策の一環として、地域の老朽家屋・空き家の実態調査、地図情報等のデータベース化等に取り組む場合、調査等に要する経費の一部を支援する。 対象経費：現地調査費、地図情報等作成費（GIS化、DB化）、報告書作成費 ・補助率：各市町村負担経費の1/2、限度額：100万円 ・補助対象：5市町×100万円＝500万円</p> <p>(2) 空き家活用等計画支援事業 市町村が実態調査に基づき、空き家の再生・除却、除却後の空き地の再利用等に取り組む場合、測量、設計費の一部を支援する。 対象経費：委託費（測量費、設計費等） ・補助率：各市町村負担経費の1/2、限度額：100万円 ・補助対象：5市町×100万円＝500万円</p> <p>3. これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年12月に庁内関係課と市町村で構成する「鳥取県空き家対策協議会」を設置した。（平成25年7月に第2回協議会を開催） 協議会設置以降、現在までに3市町で空き家適正管理条例が制定された。平成26年4月にはさらに6市町が制定を予定している。 								
宅地建物取引業者指導費	1,063	741	322			(手数料)	1,063	
トータルコスト	8,802千円（前年度 8,685千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	宅地建物取引業者免許等交付、指導・立入検査及び処分に関する事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引主任者の資格登録業務等に要する経費。								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7391）→事業実施：住まいまちづくり課

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
建築指導費	7,320	7,353	△33	122		(手数料) 7,198		
トータルコスト	76,197千円（前年度 78,055千円） [正職員：8.9人]							
主な業務内容	指導監督、許認可事務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等を行う。

2 主な事業内容

建築基準法及び建築士法等に基づく建築指導行政の執行

○建築基準法（昭和25年法律第201号）に係る事務

建築確認及び完了検査に係る事務

建築許可及び認可に係る事務

構造計算適合性判定に係る事務

既存建築物の違反对策に係る事務

特殊建築物及び建築設備の定期報告に係る事務

アスベスト使用建築物の調査

建築審査会に係る事務

道路位置の指定及び改廃に係る事務

災害危険区域に係る事務

建築動態統計調査及び建築物等実態調査

し尿浄化槽に係る事務

○建築士法（昭和25年法律第202号）に係る事務

二級・木造建築士試験に係る事務

建築士事務所の業務実績報告の受付及び閲覧に係る事務

建築士審査会に係る事務

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）（平成7年法律第123号）に係る事務

建築物の耐震改修の計画の認定に係る事務

○エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）（昭和54年法律第49号）に係る事務

建築物の省エネルギーに関する指導助言

エネルギー使用の効率化に係る届出に係る事務

○都市の低炭素化の促進に関する法律（低炭素法）（平成24年法律第84号）に係る事務

低炭素建築物等新築計画等の認定に係る事務

事業費 7,320千円

《内訳》

建築基準法に関する事務 6,879千円

建築士法に関する事務 149千円

標準事務費 292千円

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7408）→事業実施：住まいまちづくり課

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
伝統建築技能者団体活動支援事業	4,100	4,100	0	2,050			2,050	
トータルコスト	4,874千円（前年度 4,894千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具技能士の伝統技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、競技大会への参加及び展示会等の活動を支援する。

また、鏝絵、なまこ壁の普及啓発及び情報発信を推進するために組織される民間団体の活動に対し支援を行う。

2 主な事業内容

補助対象事業	補助率
(1) 研修等事業 伝統技能の継承を目的とした研修会の開催又は参加	1/2
(2) 競技大会経費 県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	
(3) 技能振興活動経費 伝統技能の振興を目的とした展示会又はものづくり体験教室等の開催	10/10
(4) 鏝絵、なまこ壁に関する事業 鏝絵、なまこ壁に関する研修等事業、競技大会の開催、技能振興活動	
(5) 情報発信活動支援 鏝絵、なまこ壁に係る展示会、ものづくり体験教室又は小学校等への出前講座の開催（これらの開催準備等を含む）	

補助対象者	対象事業（上表に対応）	限度額
建築大工技能士による団体（1団体）	(1) (2) (3)	1,000千円
左官技能士による団体（1団体）	(1) (2) (3) (4)	1,000千円 （うち500千円は （4）に係るもの）
その他の技能士による団体（3団体）	(1) (2) (3)	500千円
鏝絵、なまこ壁に係る活動を行う民間団体（2団体）	(5)	300千円

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成18年度より木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士団体の活動に対し支援。
- 平成23年度から、鏝絵、なまこ壁に関する事業に用途を限定した上で、左官技能士による団体に対する限度額を500千円上乘せ。また、競技大会又は研修の開催等の個人の資質向上に繋がる経費に対する補助率を10/10から1/2に変更。
- 平成24年度から、これまで県が行っていた鏝絵、なまこ壁に関する情報発信を、民間団体等の行う活動に対する支援へと移行することとし、情報発信活動支援のメニューを新設。
- 平成24年度の全国技能五輪において、本県から銀賞の受賞者が生まれるなど技能者の育成に寄与。
- 伝統技能に携わる技能士の減少及び高齢化が進み、また、木造建築の仕事が年を追うごとに減少しており、継続的な支援が必要。
- 平成25年度は、左官/建具/建築大工の技能3団体による全国大会が、いずれも県内で初開催され、各団体とも会員の力を結集して大会を成功させ、業界の活性化に対する機運が盛り上がった。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7391）→事業実施：住まいまちづくり課

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
吹付アスベスト撤去等支援事業	11,435	16,248	△4,813				11,435	
トータルコスト	14,531千円（前年度 19,426千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援することにより、県民の健康被害の防止及び生活環境の保全を図る。</p> <p>2. 主な事業内容 アスベスト撤去支援事業 (1) 補助対象者 民間建築物の所有者（市町村への間接補助） (2) 補助対象建築物 吹付アスベスト等が施工されている建築物（除去等について他の補助を受けていないもの） (3) 補助対象経費 吹付アスベスト等の除去等（除去、封じ込め、囲い込み及び建物除却）の費用 （建築物の除却にあつてはアスベスト対策費用相当額） (4) 補助内容 補助率：国1/3、県3/12、市町村1/12、所有者1/3 補助対象事業費上限：20,000千円以内で市町村が定める額</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ・吹付アスベストの除去等の助成実績（平成18年度からの実績）：53棟 ※吹付アスベストの含有調査については、国が全額補助を実施（上限は、原則250千円） ・市町村による制度創設を働きかけ、11市町が制度創設済。</p>								

8款 土木費

5項 都市計画費

景観まちづくり課（内線：7387）→事業実施：住まいまちづくり課

1目 都市計画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市計画費	605	605	0			(手数料) 605		
トータルコスト	8,344千円（前年度 7,090千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	開発審査会の運営等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 開発行為の審査など民間開発事業の指導を行う。</p> <p>2 主な事業内容 開発審査会の運営 等</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7411）→事業実施：住まいまちづくり課

1目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理費	415,629	411,701	3,928			(使用料) 413,480 (雑入) 2,149		
トータルコスト	497,662千円(前年度 495,907千円) [正職員：10.6人 非常勤職員：7.0人]							
主な業務内容	県営住宅の維持管理、修繕、家賃事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅108団地3, 997戸（平成26年4月1日見込）を適正に維持管理するため、施設の修繕、家賃の徴収等を行う。

区分	団地数	戸数	備考
公社管理代行分	63	3,373	
市町管理代行分	45	624	12市町が管理
計	108	3,997	

2 主な事業内容

(1) 市町への管理委託（21,858千円）

公営住宅法に基づく管理代行制度により、入居決定、同居・入居承継承認等県営住宅の管理に係る事務（家賃決定等に関する事項を除く。）を市町へ委託し、併せて家賃徴収事務の委託も行う。

(2) 家賃・駐車場使用料の徴収事務（33,308千円）

- ・家賃計算及び収納管理に係る電算処理業務の委託を行う。
- ・未収家賃等の早期回収のため家賃納付指導員6名による納付指導の徹底を図る。
- ・過年度分未収家賃等の回収強化のため弁護士事務所へ回収業務を委託する。
- ・長期・高額滞納者への法的措置（住宅明渡し等請求訴訟）を実施する。

(3) 県営住宅施設の維持修繕等（218,186千円）

県営住宅施設を適切に維持していくために必要な設備点検、修繕工事等を行う。

(4) 県営住宅の維持管理に必要な負担金（85,170千円）

- ・国有資産等所在市町村交付金
- ・下水道・集落排水等負担金

(5) 住宅管理人に係る経費（12,468千円）

入居者の中から住宅管理人を任命し、住宅及び共同施設の管理業務を補佐させる。

(6) 水道料金使用料等徴収事務（44,639千円）

直結給水方式が認められた西部地区の県営住宅における入居者の負担軽減を図るため、水道事業者等からの請求により県がまとめて料金を支払い、民間団体に委託して入居者から個別に料金を徴収する。

鳥取県住宅供給公社運営費	720	731	△11				720
トータルコスト	1,494千円(前年度 1,525千円) [正職員：0.1人]						
主な業務内容	公社指導・監督及び負担金事務						
工程表の政策目標(指標)	-						

事業内容の説明

地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に対する共済組合の地方公共団体負担金。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

1目 住宅管理費

住宅政策課(内線:7411)→事業実施:住まいまちづくり課
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	債務負担行為 (742,760) 185,690	180,548	債務負担行為 (742,760) 5,142			債務負担行為 (742,760) (使用料) 185,690		
トータルコスト	186,464千円 (前年度181,342千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	県住宅供給公社への住宅管理事務(入居等の受付、修繕ほか)の委託							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県営住宅の効率的な管理体制の構築を図るため、県が管理する63団地、3,373戸について、住宅供給公社にその管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 委託期間 5年間(平成26年4月から平成31年3月まで) (2) 委託業務の内容 入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務。</p>								
被災者向け民間賃貸住宅借上げ事業	888	1,524	△636				888	
トータルコスト	1,662千円 (前年度2,318千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	民間賃貸住宅の借上げ							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により本県へ避難した世帯を支援するため、県が借上げることとした民間賃貸住宅の家賃。</p> <p>2 事業内容 借上げ民間賃貸住宅の家賃の支払 対象世帯 2世帯 12か月分</p>								
管理運営事業(住宅管理費)	38,406	39,115	△709				38,406	
トータルコスト	38,406千円 (前年度39,115千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
課内、各地方機関及び各種関係機関への連絡・調整及び実施事業に要する事務的経費								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

景観まちづくり課(内線:7390) → 事業実施:住まいまちづくり課

1目 住宅管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりの美しい街なみづくり事業	6,990	6,338	652				6,990	
トータルコスト	8,538千円(前年度7,927千円)[正職員:0.2人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	地域資源を活用したまちづくり実施地区数の増:55地区(H24)→71地区(H26)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
とっとりの美しい街なみ整備を促進するため、街なみ整備・修景等を実施する所有者に対して経費を助成する。								
2 主な事業内容								
鳥取県街なみ環境整備等促進事業								
街なみや景観の保全にかかる国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する費用の一部について助成する。								
補助率	県1/9(市町村を通じた間接補助)、国1/3、市町村1/3、所有者2/9							
対象国庫補助事業	街なみ環境整備促進事業 (地域住民による「まちづくり協定」に基づき、街なみ環境整備事業が実施される場合に、当該事業で実施する事業のうち、民間の修景事業)							
実施見込	4市町:28件(前年度実績 4市町:35件)							
まちづくり推進事業 連絡調整費	220	405	△185	200			20	
トータルコスト	6,411千円(前年度9,938千円)[正職員:0.8人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
市町村等が実施する次の国補助事業の適正かつ円滑な進捗を図るため、市町村等と協議等を行う。								
(1) 街なみ環境整備事業								
(2) 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)								
2 主な事業内容								
補助申請書類などの審査、実施検査等								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住宅政策課（内線：7412）→事業実施：住まいまちづくり課

2 目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	1,394,229	1,017,499	376,730	689,373	<676,000> 676,000	(雑入) 40	28,816	県負担額 704,816
トータルコスト	1,430,602千円（前年度 1,054,836千円）〔正職員：4.7人 非常勤職員：4.0人〕							
主な業務内容	企画立案、交付金事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約1,700戸）のうち全面的な改善が適当と判断された住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデルを実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）または、個別の修繕を実施する。

この他、住棟の屋根・屋上に太陽光発電設備を設置し、自然エネルギーの利用推進、二酸化炭素の排出削減を図る。

2 主な事業内容

(1) 建替等整備事業 1,307,985千円

団地名	位置	構造・階数	戸数	備 考
余子	境港市誠道町	木造平・2階建	28	建替(2期14戸工事)
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(6期)工事、設計(7期)
東浜	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(1期)工事
緑町第1	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(1期)工事、設計(2期)
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(1期)工事
東浜	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	24	エコ改善(1期)設計
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(1期)工事、設計(2期)
緑町第1他	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	-	太陽光発電設備(設計・工事) (合計：10棟・50Kw)

(2) 大規模修繕事業 75,892千円

- ・外壁改修工事（上栗島団地12-1棟）
- ・給排水改修工事（倉田団地、富益団地60戸分風呂釜等取替）
- ・バリアフリー改修工事（上福原第1団地車いす対応住戸改修1戸、緑町第1団地集会所、東浜団地集会所、末恒第1団地集会所、吉成東団地集会所（設計））

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成17年度から地域住宅交付金（平成22年度から社会資本整備交付金に移行）により、鳥取県地域住宅計画（H17～22）に沿って整備・改修事業を実施している。
- ・平成23年度からの地域住宅計画Ⅱ期（H23～27）では、全面的改善時の一層のコスト縮減及びエコ改修（モデル事業）の手法によるエコ改善事業に取り組んでいる。
- ・また、平成25年度から県営住宅屋上への太陽光発電設備の設置に取り組んでいる。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7408）→事業実施：住まいまちづくり課

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとり住まいる 支援事業	304,650	0	304,650	125,950			178,700	
トータルコスト	316,259千円（前年度0千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消費税率引き上げによる住宅需要の腰折れ防止と関連産業の下支えを目的として、県内業者等を活用した、県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

(1) 支援事業の内容

ア 住宅の新築に対する助成

県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、基本支援として定額5万円の助成を行う。さらに一定量以上の県産材を活用した場合については上乘せの支援項目を設け、1戸あたり最大95万円の助成を行う。

イ 住宅の改修等に対する助成

0.3㎡以上の県産材を活用して既存の住宅の改修等を行う場合、県産材の使用状況に応じた助成を行う。また県産規格材の活用に係る要件及び伝統的な技術の活用に係る要件を満たすものに対しては上乘せの助成を行い、1戸あたり最大45万円の助成を行う。

区分	助成内容	予算額
新築	基本支援	県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、1戸につき5万円を助成 45,000千円 (900戸)
	県産材を10㎡以上使用した木造一戸建住宅の場合、以下の要件を満たせば上乘せ助成を行う	
	県産材活用支援	10㎡以上の県産材を使用する場合、1戸につき45万円(定額)を助成 144,000千円 (320戸)
	子育て世帯等支援	住宅を新築する世帯が子育て世帯等に該当する場合、1戸につき10万円(定額)を助成 32,000千円 (320戸)
	伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、1戸につき20万円(定額)を助成 (手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具) 20,000千円 (100戸)
県産規格材活用支援	県産規格材使用1㎡あたり1万円を助成(上限15万円) 45,000千円 (300戸)	
改修	県産材活用支援	県産材使用1㎡あたり2万円を助成(上限20万円) 15,550千円 (65戸)
	伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じた最大15万円を助成(大工技能/左官技能/建具技能) 1,500千円 (10戸)

ウ 工務店等に対する助成

本助成事業の利用実績がある企業(工務店、設計事務所等)3社以上が連携し消費者への情報提供を実施する場合、必要経費の一部について助成を行う。

※県施策の周知を併せて行うものに限る。

補助率：1/2(上限50万円) 予算額：1,500千円

3 これまでの取組状況

住宅取得者を幅広く支援するため、「環境にやさしい木の住まい助成事業」を全面的に見直し、より利用しやすい新制度とした。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住宅政策課（内線：7408）→事業実施：住まいまちづくり課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境にやさしい木の住まい助成事業	82,507	284,981	△202,474				82,507	
トータルコスト	85,603千円（前年度 296,897千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	申請書等の審査、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>県産材の需要拡大等による環境保全及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県産材及び伝統技術等を活用した住宅の建設等に対して助成を行う本事業について、平成25年度中に交付決定し平成26年度に完成する住宅に係る債務負担行為分の予算を措置するもの。</p>								
2 所要額								
	区分	助成内容					予算額	
新築	県産材活用	県産材使用1㎡あたり2万円を助成(上限40万円)					72,574千円	
		JAS製材使用1㎡あたり9千円を助成(上限18万円)					(130戸)	
	伝統技術活用	在来軸組構法による住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、1戸につき15万円を助成 (手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)					6,900千円 (46件)	
改修	県産材活用	県産材使用1㎡あたり2万円を助成(上限20万円)					3,033千円	
		県産規格材使用1㎡あたり9千円を助成(上限9万円)					(13戸)	
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・県産材活用に係る消費者の意識向上及び地域産業・伝統文化の振興等に継続して取り組み、県産材利用の拡大・定着を推進した。 ・平成26年度以降は「とっとり住まいる支援事業(新規)」によって、引き続き支援を行う。 								
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	30,445	30,826	△381			(財産収入) 30,445		
トータルコスト	31,219千円（前年度 31,620千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>鳥取県被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。</p>								
2 主な事業内容								
<p>自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域における被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積立る。 なお、平成24年度で積立額が条例で目途としている20億円に到達したことから、平成25年度以降の拠出を一旦停止し、基金運用による利息収入のみを積み立てる。</p>								
住宅金融支援機構審査受託等事務費	268	268	0			(受託事業収入) 250	18	
トータルコスト	4,138千円（前年度 4,240千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	住宅金融支援機構審査受託業務、住宅相談受付、関連諸制度の広報							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託するための経費。								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課(内線:7408)→事業実施:住まいまちづくり課

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業	1,440	1,440	0	720			720	
トータルコスト	2,988千円(前年度3,029千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	制度広報、関係機関連絡調整、事業実施状況管理、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>民間事業者による障がい者向け賃貸住宅(鳥取県地域優良賃貸住宅)の供給を支援し、民間資源を活用した障がい者の居住安定・住環境向上を図ることにより、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県の認定を受けた鳥取県地域優良賃貸住宅を経営する民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃減額に要する費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象戸数 3戸 ・予算額 1,440千円 <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会を設置し、平成22年度にかけて整備対象地域及び住宅の整備基準等を検討。 ・平成22年度に供給計画の公募を行った結果、3戸の供給を認定し、住戸のバリアフリー化等に伴う改修事業を実施し、平成23年度に完了。 ・平成23年度から地域優良賃貸住宅の管理を行う事業者に対し家賃の減額助成と、市町村による取組みを啓発している。 								
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	114,162	115,487	△1,325	57,080			57,082	
トータルコスト	116,484千円(前年度117,870千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への管理等の指導							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>知事が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、家賃の一部助成を行うための経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象戸数 6団地 286戸 ・予算額 114,162千円 								
鳥取県住生活基本計画基礎データ作成事業	2,700	10,581	△7,881	1,350			1,350	
トータルコスト	3,474千円(前年度11,375千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	委託発注業務、委託業務指導、関係先との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>今後の住宅政策実施の基礎資料として利用するため、平成25年度に実施した「鳥取県住生活総合調査」の調査結果の集計・分析を行う。</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

2 目 住宅建設費

住宅政策課（内線：7408）→事業実施：住まいまちづくり課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源				備考
				国庫支出金	起債	内 訳 （基金繰入金） その他 （繰入）	一般財源	
鳥取県居住支援協議会活動支援事業	8,192	2,200	5,992	4,096		2,048 2,048		
トータルコスト	9,740千円（前年度 3,789千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金制度設計、運用、居住支援協議会との調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							

【とっとり支え愛基金充当】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等（以下「住宅確保要配慮者」という。）の住生活の安定と向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に合った重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。

2 主な事業内容

鳥取県居住支援協議会の活動に係る経費の一部を支援する。

区 分	内 容
事業主体	鳥取県居住支援協議会
補助金額	8,192千円
補助率	10/10（国1/2、県1/4、4市1/4）
補助対象経費	○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸相談員に係る人件費及び旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費

主たる事業（あんしん賃貸支援事業）の内容

- (1) あんしん賃貸住宅、協力不動産店及び支援団体の登録
 - 住宅確保要配慮者の入居を拒否しない民間賃貸住宅及び事業に協力する不動産店、支援団体を登録し、協議会会員その他関係団体との連携により広く情報提供。
 - 登録された協力不動産店が住宅確保要配慮者の入居相談に応じ、あんしん賃貸住宅への円滑な入居を支援。
- (2) あんしん賃貸支援事業相談員の配置
 - 協議会会員である（公社）鳥取県宅地建物取引業協会が東・中部で1名、西部で1名、計2名の専任相談員を配置。
 - 事業の一元的窓口として相談・問合せ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び住宅確保要配慮者の円滑入居を包括的に推進。

3 これまでの取組状況・改善点

- ・平成21年度に（公社）鳥取県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定を締結し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備した。
- ・平成21年より、専任相談員を（公社）鳥取県宅地建物取引業協会への委託により配置。（平成23年度まで、東・中・西各地域に1名を配置。平成24年度より、東・中部を1名が兼務。）
- ・平成24年11月には、住宅セーフティネット法に基づく鳥取県居住支援協議会を、県・市町村、居住支援団体、不動産団体により設立。関係者間で情報を共有し、課題を協議する体制を整備。また、平成25年度からあんしん賃貸支援事業の実施主体を当該協議会に移行。
- ・あんしん賃貸支援事業の登録制度については、平成25年12月時点で協力不動産店58店、あんしん賃貸住宅104棟（1,021戸）が登録。

<登録戸数と相談件数の推移>

区分	H21	H22	H23	24	H25 (12月末)
登録戸数	616	641	641	921	1,021
相談件数	74	92	125	189	175

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

2 目 住宅建設費

住宅政策課（内線：7408）→事業実施：住まいまちづくり課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
住宅新築資金等貸付助成事業	17,438	11,401	6,037	11,564			5,874													
トータルコスト	18,986千円（前年度 12,990千円） [正職員：0.2人]																			
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明																				
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による貸付金及び、地方債の償還期限延長に伴う市町村の財政負担の増を軽減するための補助に要する経費。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償還推進助成事業費</td> <td>17,347千円</td> <td>・償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・償還業務費等の3/4（国2/3、県1/3）</td> </tr> <tr> <td>償還推進指導費</td> <td>91千円</td> <td>・市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>17,438千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	償還推進助成事業費	17,347千円	・償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・償還業務費等の3/4（国2/3、県1/3）	償還推進指導費	91千円	・市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用	合 計	17,438千円	
区 分	予算額	内 容																		
償還推進助成事業費	17,347千円	・償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・償還業務費等の3/4（国2/3、県1/3）																		
償還推進指導費	91千円	・市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用																		
合 計	17,438千円																			
個人住宅建設資金貸付事業	5,462	8,466	△3,004			(貸付金元利収入) 5,462														
トータルコスト	5,462千円（前年度 8,466千円） [正職員：0.0人]																			
主な業務内容	預託金貸付・償還事務																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明																				
県民の持家建設促進等のため県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行うための経費。（継続分のみ）平成26年度予定残高：33,185千円、貸付件数：83件																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>融 資 対 象</th> <th>貸付利率</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者</td> <td>公庫基準金利 +0.5%</td> <td>新築・購入：400万円 改良：200万円</td> <td>新築・購入：20年以内 改良：10年以内</td> </tr> </tbody> </table>									融 資 対 象	貸付利率	融資限度額	返済期間	公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	新築・購入：400万円 改良：200万円	新築・購入：20年以内 改良：10年以内				
融 資 対 象	貸付利率	融資限度額	返済期間																	
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	新築・購入：400万円 改良：200万円	新築・購入：20年以内 改良：10年以内																	
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	7,634	9,465	△1,831			(貸付金元利収入) 7,414	220													
トータルコスト	8,408千円（前年度 10,259千円） [正職員：0.1人]																			
主な業務内容	預託金貸付・償還事務																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明																				
鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行うための経費。（継続分のみ）平成26年度予定残高：16,116千円、貸付件数：12件																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>・建設 400万円（20年償還、据置なし） ・補修 200万円（10年償還、据置なし）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>2.1%</td> </tr> </tbody> </table>									対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者	貸付限度額	・建設 400万円（20年償還、据置なし） ・補修 200万円（10年償還、据置なし）	貸付利率	2.1%						
対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者																			
貸付限度額	・建設 400万円（20年償還、据置なし） ・補修 200万円（10年償還、据置なし）																			
貸付利率	2.1%																			

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住宅政策課（内線：7398）→事業実施：住まいまちづくり課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
鳥取エコハウス推進事業	1,180	1,213	△33	590			590							
トータルコスト	1,954千円（前年度1,213千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	鳥取エコハウスの普及推進													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
1 事業の目的・概要														
県産材を多用し、本県の気候・風土に適した住宅として開発した鳥取県型環境配慮住宅（鳥取エコハウス）の普及を図り、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。														
2 主な事業内容														
鳥取エコハウス推進協議会が取り組む鳥取県型環境配慮住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。														
（単位：千円）														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>予 算</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェア展示に係る経費（委託料）</td> <td>1,180</td> <td>プロダクト住宅を体感できるモデルルーム（組立移動式）の展示を鳥取エコハウス推進協議会に委託する。</td> </tr> </tbody> </table>									項 目	予 算	内 容	フェア展示に係る経費（委託料）	1,180	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム（組立移動式）の展示を鳥取エコハウス推進協議会に委託する。
項 目	予 算	内 容												
フェア展示に係る経費（委託料）	1,180	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム（組立移動式）の展示を鳥取エコハウス推進協議会に委託する。												
3 これまでの取組状況、改善点														
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に鳥取エコハウス研究会を設置し、鳥取エコハウスの目指すべき家、基本的なルール、県産材の規格化について平成22年度にかけて検討。 平成23年度に林業者、製材業者、設計者、工務店など住まいづくりに関わる川上から川下までの事業者で構成する鳥取エコハウス推進協議会を設立。 当協議会において、鳥取エコハウスを具現化し、主な住宅取得者層である30代に訴求するプロダクト住宅の設計、開発、供給体制の構築及び鳥取エコハウスを含む木造住宅向けの県産材規格材の開発、販売体制の整備に取り組んだ。 平成24年度にはプロダクト住宅を体感できるモデルルーム（組立移動式）を製作し、以降県内で開催される木の住まいフェアなどでPRするとともに、農林部局と連携し家具などの地場産業者の産品を展示している。 平成25年9月に開催した部会での検討で、部会の改編を行い、基準等の整備、県産材供給体制の検討、広報宣伝の実施等について、より一層取り組みを強化することとしている。 														
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	3,000	3,000	0	1,500			1,500							
トータルコスト	3,774千円（前年度3,794千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
1 事業の目的・概要														
地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に引き継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力の弱い県内の木造住宅に係る生産者団体の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。														
2 主な事業内容														
木造住宅の建設に携わる者の組織する団体が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等の目的に合致する取組みに対して助成する。 〈補助率 1/2〉														

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住宅政策課（内線：7398）→事業実施：住まいまちづくり課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」 活アリモデル助成事業	1,500	1,563	△63	750			750	
トータルコスト	3,048千円（前年度 3,152千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用場を創出し、伝統技能の継承及び空き家・空き店舗など既存ストックの有効利用を促進する。

2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物（住宅を除く）の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件：施設内の床面積が7㎡以上の改修又は外部の改修を一級又は二級の技能士が伝統技能のうち2種以上を活用して施工するもの。
ただし、各要件に規定する面積の2倍以上の改修を行う場合は1種。

○補助率：1/2

○補助額：伝統技能のうち2種（1種）以上の活用に係る経費（上限500千円）

○補助対象項目及び補助単価

補助対象項目			補助単価
外部	大工技能 (外壁・羽目板)	県産材を使用して見付け面積で10㎡以上下見板張りとしたもの	13千円/㎡
	左官技能 (外壁・漆喰)	舞等下地の上に湿式工法により10㎡以上仕上げるもの	13千円/㎡
	左官技能 (塀)	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で10㎡以上仕上げるもの	12千円/㎡
内部	大工技能 (室内造作)	県産材を使用して内部造作を見付け面積で7㎡以上仕上げるもの	11千円/㎡
	左官技能 (漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により7㎡以上仕上げるもの	13千円/㎡
	建具技能	県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3㎡以上使用するもの	19千円/㎡

廃止事業

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
全国建具フェア鳥取 大会開催支援事業	0	2,000	△2,000					
トータルコスト	0千円（前年度 2,794千円）							
鳥取県産材活用木造 仮設住宅開発整備事業	0	7,332	△7,332					
トータルコスト	0千円（前年度 9,715千円）							

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

景観まちづくり課 (内線: 7372) → 事業実施: 県土整備部技術企画課

4目 土地対策費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料) (12)	一般財源	
土地対策費	(13,372)	(14,885)	(△1,513)				(13,360)	
トータルコスト	21,111千円 (前年度 22,829千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	届出書・協議書の審査、調査、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 国土利用計画法等に基づく適正かつ合理的な土地利用対策を推進する。								
2 主な事業内容 基準地価格の調査、土地取引の届出審査 等								

8款 土木費

5項 都市計画費

景観まちづくり課 (内線: 7387) → 事業実施: 県土整備部技術企画課

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市計画費	(25,963)	(35,696)	(△9,733)				(25,963)	
トータルコスト	37,572千円 (前年度 45,099千円) [正職員: 1.5人]							
主な業務内容	都市計画審議会等の開催、都市計画基礎調査							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 都市計画審議会の運営など都市計画に関する事務を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 都市計画審議会の運営 1,340千円								
(2) 都市計画基礎調査 19,872千円								
(3) 都市計画協会等負担金 327千円								
(4) 事務費 4,424千円								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

景観まちづくり課 (内線: 7387) → 事業実施: 県土整備部技術企画課

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで進める都市計画事業	(6,100)	(6,097)	(3)				(6,100)	
トータルコスト	31,639千円 (前年度25,957千円) [正職員: 3.3人]							
主な業務内容	住民アンケートの実施、住民説明資料作成、都市計画変更法定図書作成							
工程表の政策目標(指標)	都市計画区域マスタープランの見直し							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>現在の社会情勢に対応した適正な土地利用を図るため、都市計画区域における基礎調査の実施結果に基づき、地域住民の意見を踏まえた都市計画区域の再編、都市計画区域マスタープランの見直し検討等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象区域: 中部地区の都市計画区域(倉吉、三朝、東郷、羽合、北条、大栄、東伯、赤碕) 実施内容: 住民アンケートの実施、区域再編及びマスタープラン見直し検討 東伯及び赤碕都市計画区域の合併に係る都市計画変更法定図書作成 								

8款 土木費

5項 都市計画費

景観まちづくり課 (内線: 7387) → 事業実施: 県土整備部技術企画課

5目 土地区画整理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
米子駅前通り土地区画整理再換地事業	(233)	(2,296)	(△2,063)				(233)	
トータルコスト	1,781千円 (前年度3,885千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	換地手続き、土地区画整理審議会開催							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>米子駅前通り土地区画整理事業に係る換地処分取消判決を受けて、再換地(関係者2名)を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>土地区画整理審議会の開催</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

東部生活環境事務所（電話：0857-20-3676）

4 目 環境保全費<地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業	1,500	1,500	0				1,500	
トータルコスト	2,274千円 (前年度 2,294千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	イベント支援、申請書の審査、支払い事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>氷ノ山後山那岐山国定公園をエリアに擁する「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の活性化を図るため、自然体験活動や夏山開き等四季おりおりの地域活性化事業を行うわかさ氷ノ山ふれあいの里活性化協議会に係る経費の一部を負担する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金：1,500千円 (費用負担 県1,500千円、若桜町1,500千円、地域団体1,640千円、その他555千円)</p> <p>わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会では、平成24年度には「氷ノ山一帯の地域経営在り方ワーキンググループ」で兵庫県と連携した活性化の取り組みや韓国人観光客の誘客について話し合われた。平成25年度は、氷ノ山一帯の活性化の方向性・施策展開について鳥取・兵庫県合同で検討する組織「氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会」を県が設置した。この協議会での検討内容を踏まえ、通年型観光の拠点づくりや新たな魅力発信に繋がる取り組みを行う。</p> <p>(1) 自然環境啓発・地域活性化事業</p> <p>氷ノ山を活用した圏域関係団体との連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏山開き登山 ・既存施設を利用した自然環境の保全・利活用の啓発や体験型イベント等の開催 ・エコツーリズム、スポーツツーリズムを主軸としたイベントの開催 <p>(2) 調査研究事業</p> <p>地域資源の保護・育成リーダーの養成や関西圏域からの集客に向けたニーズ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進地での地域おこしリーダーとの情報交換や視察 <p>(3) 広報宣伝事業</p> <p>従来の利用団体、新規利用者への集客に向けた営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報チラシの作成、ホームページ、テレビCM、キャッチコピーなど広報宣伝活動 								
氷ノ山国定公園シカ食害防止対策事業	1,419	1,419	0				1,419	
トータルコスト	2,967千円 (前年度 3,008千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	受託者との連絡調整、関係法令手続き							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国定公園氷ノ山におけるシカの食害対策として、シカの個体数管理を行い、国定公園氷ノ山の生物多様性保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>氷ノ山国定公園の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、電気柵の設置によりサンカヨウ群落を保全するとともに、くくりわな設置によりシカを捕獲・駆除する。</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所地域振興局（電話：0859-31-9647）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	15,203	264	14,939				15,203	
トータルコスト	15,977千円（前年度 1,058千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	修繕工事費・委託料の支払、関係団体との調整							
工程表の政策目標(指標)								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立大山駐車場の修繕及び及び融雪装置の維持管理を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
大山駐車場修繕工事								
・工事費（駐車ライン引、建物・照明・消火設備の修繕）				14,931				
・設計委託料								
大山駐車場融雪装置保守点検委託料				272				
計				15,203				
(参考)								
大山駐車場の修繕については、平成24年度から3年計画で進めている。								
修繕年度	予算額(千円)	主 な 内 容						
24	13,950	エキスパンション部（建物接合部）破損修繕等						
25	29,136	屋上防水等 [平成24年度2月補正（国経済対策）]						
	264	融雪装置保守点検委託						

平成26年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
大山自然歴史館管理運営費	31,639	30,975	664				31,639																			
トータルコスト	34,735千円（前年度34,153千円）[正職員：0.4人]																									
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整																									
工程表の政策目標（指標）	-																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため、指定管理者による管理運営等を実施する。</p>																										
<p>2 主な事業内容 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>予算額</th> <th colspan="7">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>31,639</td> <td colspan="7"> 指定管理者：一般社団法人大山観光局 指定期間：5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日） 当初委託料総額：153,800千円 変更後委託料総額：156,437千円 消費税率の引き上げに伴う変更協定を行う予定 </td> </tr> </tbody> </table>									事業	予算額	内容							委託料	31,639	指定管理者：一般社団法人大山観光局 指定期間：5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日） 当初委託料総額：153,800千円 変更後委託料総額：156,437千円 消費税率の引き上げに伴う変更協定を行う予定						
事業	予算額	内容																								
委託料	31,639	指定管理者：一般社団法人大山観光局 指定期間：5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日） 当初委託料総額：153,800千円 変更後委託料総額：156,437千円 消費税率の引き上げに伴う変更協定を行う予定																								
大山自然歴史館等自然保護事業	2,525	2,521	4			(雑入) 10	2,515																			
トータルコスト	5,621千円（前年度5,699千円）[正職員：0.4人 非常勤職員：1.0人]																									
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整																									
工程表の政策目標（指標）	-																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県立大山自然歴史館は、平成24年度から指定管理者制度により運営している。この指定管理者への指導・調整等の業務に対応するため非常勤職員を1名雇用する。</p>																										
<p>2 主な事業内容</p> <p>大山自然歴史館との連絡調整業務、自然保護関係の業務、その他（発送作業、DB入力、雑務等）</p> <p>事業費 2,525千円 報酬：2,126千円、共済費：337千円 使用料及び賃借料（パソコンリース料）：62千円</p>																										

平成26年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森保全事業	7,373	1,385	5,988	1,326		(財産収入) 4,182	1,865	
トータルコスト	8,147千円（前年度2,179千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	管理委託契約事務、施設維持補修事務、関係機関との調整、許認可事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
事業	予算額	内容						
営巣環境整備	7,137	アカマツ林の更新伐及び伐木の売却、松食い虫被害木の駆除						
維持管理	236	観察路等の維持管理委託（草刈り等）						
計	7,373							

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	2款 総務費							
	款項目	うち生活環境部						
			2項 企画費			6項 防災費		
			1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費		1目 防災総務費	
1 報酬	542,417	5,614	5,614		1,292	4,322		
2 給料	2,879,178	14,776	14,776	14,776				
3 職員手当等	4,587,711	7,400	7,400	7,400				
4 共済費	1,114,108	6,010	6,010	5,336		674		
5 災害補償費	500							
6 恩給及び退職年金	22,591							
7 貸金	34,770							
8 報償費	281,995	1,735	1,735		1,675	60		
9 旅費	242,188	3,616	2,632		2,351	281	984	
費用弁償	28,265	344	344		172	172		
普通旅費	164,285	2,345	1,361		1,252	109	984	
特別旅費	49,638	927	927		927			
10 交際費	3,600							
11 需用費	543,818	3,848	2,832		1,949	883	1,016	
12 役務費	575,718	2,454	1,336		1,191	145	1,118	
13 委託料	4,509,342	6,976	372			372	6,604	
14 使用料及び賃借料	653,372	707	707		488	219		
15 工事請負費	1,058,555	132,657					132,657	
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	74,534	26,921	30			30	26,891	
19 負担金、補助及び交付金	7,886,441	16,971	16,931		10,989	5,942	40	
20 扶助費								
21 貸付金								
22 補償、補填及び賠償金	2,000							
23 償還金、利子及び割引料	186,000							
24 投資及び出資金								
25 積立金	170,832							
26 寄附金								
27 公課費	223							
28 繰出金								
予備費								
計	25,369,893	229,685	60,375	27,512	19,935	12,928	169,310	
財源								
内 国庫支出金	1,722,091	169,310					169,310	
地方債								
その他	1,610,447	404	404		384	20		
一般財源	22,037,355	59,971	59,971	27,512	19,551	12,908		

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費				
	款項目	うち生活環境部			
		1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	7目 消費者支援対策費	
1 報酬	416,904	7,154	7,154	297	6,857
2 給料	1,588,420	18,470	18,470		18,470
3 職員手当等	890,631	9,250	9,250		9,250
4 共済費	612,998	7,622	7,622		7,622
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金	1,357				
8 報償費	63,437	3,556	3,556	284	3,272
9 旅費	68,579	3,133	3,133	555	2,578
費用弁償	10,888	609	609	85	524
普通旅費	37,491	1,799	1,799	285	1,514
特別旅費	20,200	725	725	185	540
10 交際費					
11 需用費	192,856	4,870	4,870	841	4,029
12 役務費	91,497	4,085	4,085	280	3,805
13 委託料	2,831,978	38,409	38,409		38,409
14 使用料及び賃借料	82,255	1,794	1,794	220	1,574
15 工事請負費	412,387				
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	27,636	20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	34,524,336	42,807	42,807	10,476	32,331
20 扶助費	1,775,044				
21 貸付金	37,986	200	200		200
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料	59				
24 投資及び出資金					
25 積立金	1,421,144	18,116	18,116		18,116
26 寄附金	1,250				
27 公課費	81				
28 繰出金	1,882				
予備費					
計	45,042,717	159,486	159,486	12,953	146,533
財源					
内 国庫支出金	4,518,882	18,000	18,000		18,000
地方債	72,000				
その他	4,851,610	48,410	48,410	6,798	41,612
内 一般財源	35,600,225	93,076	93,076	6,155	86,921

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費							
		うち生活環境部						
		1項 公衆衛生費			2項 環境衛生費			
			1目 公衆衛生総 務費	3目 予防費	6目 衛生環境研 究所費		1目 環境衛生総 務費	
1 報酬	157,211	66,446	18,301		12,259	6,042	48,145	
2 給料	1,459,130	746,188	125,596	125,596			325,072	325,072
3 職員手当等	787,952	379,620	63,647	63,647			167,703	167,703
4 共済費	547,916	278,987	48,246	45,356	1,927	963	124,021	117,392
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸金	7,083							
8 報償費	43,925	9,384	171		36	135	9,213	
9 旅費	73,845	31,509	5,794		665	5,129	25,715	
費用弁償	10,572	6,032	328		225	103	5,704	
普通旅費	37,108	17,439	4,891		380	4,511	12,548	
特別旅費	26,165	8,038	575		60	515	7,463	
10 交際費								
11 需用費	273,547	110,780	46,496		3,497	42,999	64,284	
12 役務費	65,382	29,562	3,726		816	2,910	25,836	
13 委託料	978,031	510,723	75,970		2,437	73,533	434,753	
14 使用料及び賃借料	79,269	41,800	7,089		2,506	4,583	34,711	
15 工事請負費	258,942	258,942	3,881			3,881	255,061	
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	76,543	65,926	12,762			12,762	53,164	
19 負担金、補助及び交付金	5,947,274	765,018	22,732		22,625	107	742,286	
20 扶助費	1,278,567							
21 貸付金	898,253							
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積立金	19,638	9,774					9,774	
26 寄附金	30,500							
27 公課費	37							
28 繰出金								
予備費								
計	12,983,045	3,304,659	434,411	234,599	46,768	153,044	2,319,738	610,167
財源								
内 国庫支出金	1,482,352	282,320					282,320	4,904
地方債	37,000	25,000					25,000	
その他	2,437,379	214,636	5,566		1,551	4,015	209,070	78,585
訳 一般財源	9,026,314	2,782,703	428,845	234,599	45,217	149,029	1,803,348	526,678

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費				
	うち生活環境部				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生指 導費	3目 環境衛生連 絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報酬	2,802	258	45,085		
2 給料				295,520	295,520
3 職員手当等				148,270	148,270
4 共済費	342		6,287	106,720	106,720
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金					
8 報償費	995	97	8,121		
9 旅費	2,866	863	21,986		
費用弁償	292	38	5,374		
普通旅費	2,024	825	9,699		
特別旅費	550		6,913		
10 交際費					
11 需用費	21,703	2,273	40,308		
12 役務費	3,540	1,412	20,884		
13 委託料	15,094	547	419,112		
14 使用料及び賃借料	3,899	860	29,952		
15 工事請負費			255,061		
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	4,315		48,849		
19 負担金、補助及び交付金	1,053	19,287	721,946		
20 扶助費					
21 貸付金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金			9,774		
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金					
予備費					
計	56,609	25,597	1,627,365	550,510	550,510
財源					
内					
訳					
国庫支出金	3,754	8,280	265,382		
地方債			25,000		
その他	40,452	3,510	86,523		
一般財源	12,403	13,807	1,250,460	550,510	550,510

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目	6款 農林水産業費									
	節		うち生活環境部							
			1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費		
			6目 農作物対策 費	7目 肥料植物防 疫費		2目 土地改良費		9目 狩猟費		
1 報酬	382,735	8,141						8,141	8,141	
2 給料	2,415,876	3,694				3,694	3,694			
3 職員手当等	1,215,888	1,850				1,850	1,850			
4 共済費	919,015	2,592				1,334	1,334	1,258	1,258	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸金	666									
8 報償費	35,405	663						663	663	
9 旅費	103,494	1,031	292	180	112	80	80	659	659	
費用弁償	7,540	146						146	146	
普通旅費	85,922	691	292	180	112	80	80	319	319	
特別旅費	10,032	194						194	194	
10 交際費										
11 需用費	516,159	6,864	337	50	287			6,527	6,527	
12 役務費	127,853	942	178	130	48	90	90	674	674	
13 委託料	1,631,649	25,194						25,194	25,194	
14 使用料及び賃借料	152,907	2,023	193	140	53			1,830	1,830	
15 工事請負費	3,992,385									
16 原材料費	3,193									
17 公有財産購入費	1,700									
18 備品購入費	125,285									
19 負担金、補助及び交付金	12,599,208	180,513				175,341	175,341	5,172	5,172	
20 扶助費										
21 貸付金	717,786									
22 補償、補填及び賠償金	67,684									
23 償還金、利子及び割引料	147,590									
24 投資及び出資金	10									
25 積立金	347,698									
26 寄附金										
27 公課費	316									
28 繰出金	280,656									
予備費										
計	25,785,158	233,507	1,000	500	500	182,389	182,389	50,118	50,118	
財源										
内 国庫支出金	5,804,197	105,709	159		159	105,550	105,550			
地方債	1,753,000									
その他	4,536,294	4,735	421	400	21			4,314	4,314	
内 一般財源	13,691,667	123,063	420	100	320	76,839	76,839	45,804	45,804	

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	7款 商工費						
	款項目	うち生活環境部					
			2項 工鉱業費	4目 計量検定費		3項 観光費	
1目 工鉱業総務費				1目 観光費			
1	報酬	86,491	7,002	1,557	1,557	5,445	5,445
2	給料	432,198	7,388	7,388	7,388		
3	職員手当等	216,450	3,700	3,700	3,700		
4	共済費	202,124	3,713	2,915	2,668	247	798
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	貸金						
8	報償費	634,833	1,447	95	95	1,352	1,352
9	旅費	91,549	2,600	700	700	1,900	1,900
	費用弁償	19,951	240			240	240
	普通旅費	47,513	1,400	700	700	700	700
	特別旅費	24,085	960			960	960
10	交際費						
11	需用費	68,737	5,177	900	900	4,277	4,277
12	役務費	47,722	1,323	573	573	750	750
13	委託料	772,615	39,053			39,053	39,053
14	使用料及び賃借料	259,342	3,410	1,200	1,200	2,210	2,210
15	工事請負費	94,866					
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	5,944	2,944	2,944	2,944		
19	負担金、補助及び交付金	8,118,335	38,468	16	16	38,452	38,452
20	扶助費						
21	貸付金	890,375					
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金	2,000					
25	積立金						
26	寄附金						
27	公課費						
28	繰出金	24,513					
	予備費						
	計	11,948,094	116,225	21,988	13,756	8,232	94,237
財源	国庫支出金	82,590	30,682				30,682
	地方債						
	その他	1,204,203	3,511	3,488	3,488	23	23
	一般財源	10,661,301	82,032	18,500	13,756	4,744	63,532

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費						
		うち生活環境部					
			1項 土木管理費			5項 都市計画費	
			1目 土木総務費	4目 建築指導費		1目 都市計画総務費	
1 報酬	312,836	37,259	708		708	531	486
2 給料	1,983,678	217,946	18,470	18,470		11,082	7,388
3 職員手当等	997,637	109,155	9,250	9,250		5,550	3,700
4 共済費	763,137	82,436	6,670	6,670		4,002	2,668
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金	500						
8 報償費	10,395	2,774	36		36	2,648	
9 旅費	36,779	5,428	401		401	1,974	119
費用弁償	3,706	571	297		297	124	119
普通旅費	29,964	3,652	68		68	682	
特別旅費	3,109	1,205	36		36	1,168	
10 交際費							
11 需用費	729,184	61,852	1,509		1,509	326	
12 役務費	170,443	15,885	134		134	1,960	
13 委託料	6,387,002	887,171	8,653		8,653	499,877	
14 使用料及び賃借料	264,559	21,792	180		180	4,704	
15 工事請負費	21,822,733	1,555,151				134,247	
16 原材料費	3,790						
17 公有財産購入費	797,928						
18 備品購入費	278,191	9,270	32		32	9,138	
19 負担金、補助及び交付金	7,396,549	898,816	234,182		234,182	29,671	
20 扶助費							
21 貸付金	12,876	12,876					
22 補償、補填及び賠償金	1,589,258	17,815				6,003	
23 償還金、利子及び割引料	1,500						
24 投資及び出資金							
25 積立金	30,565	30,445					
26 寄附金							
27 公課費	6,877						
28 繰出金	10,293	10,293				10,293	
予備費							
計	43,606,710	3,976,364	280,225	34,390	245,835	722,006	14,361
財源							
内 国庫支出金	12,988,000	909,665	4,137		4,137	3,365	148
地方債	13,664,000	676,000					
その他	2,377,486	901,796	26,782		26,782	148,973	605
訳 一般財源	14,577,224	1,488,903	249,306	34,390	214,916	569,668	13,608

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費					生活環境部 合計	
	うち生活環境部						
	5項 都市計画費		6項 住宅費				
	3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費		
1 報酬	45		36,020	27,516	8,504	131,616	
2 給料	3,694		188,394	188,394		1,008,462	
3 職員手当等	1,850		94,355	94,355		510,975	
4 共済費	1,334		71,764	70,416	1,348	381,360	
5 災害補償費						0	
6 恩給及び退職年金						0	
7 貸金						0	
8 報償費	2,648		90		90	19,559	
9 旅費	1,173	682	3,053	3,002	51	47,317	
費用弁償	5		150	150		7,942	
普通旅費		682	2,902	2,852	50	27,326	
特別旅費	1,168		1		1	12,049	
10 交際費						0	
11 需用費	108	218	60,017	59,967	50	193,391	
12 役務費		1,960	13,791	13,761	30	54,251	
13 委託料	499,706	171	378,641	296,929	81,712	1,507,526	
14 使用料及び賃借料	4,347	357	16,908	16,888	20	71,526	
15 工事請負費	134,247		1,420,904	135,198	1,285,706	1,946,750	
16 原材料費						0	
17 公有財産購入費						0	
18 備品購入費	9,138		100		100	105,081	
19 負担金、補助及び交付金	8,090	21,581	634,963	92,900	542,063	1,942,593	
20 扶助費						0	
21 貸付金			12,876		12,876	13,076	
22 補償、補填及び賠償金	6,003		11,812		11,812	17,815	
23 償還金、利子及び割引料						0	
24 投資及び出資金						0	
25 積立金			30,445		30,445	58,335	
26 寄附金						0	
27 公課費						0	
28 繰出金		10,293				10,293	
予備費						0	
計	672,383	35,262	2,974,133	999,326	1,974,807	8,019,926	
財源内訳	国庫支出金		3,217	902,163	9,190	892,973	1,515,686
	地方債			676,000		676,000	701,000
	その他	148,368		726,041	678,334	47,707	1,173,492
	一般財源	524,015	32,045	669,929	311,802	358,127	4,629,748

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料	・一般職員 4人
2目 計画調査費	
報 酬	・景観審議会委員 15人
	・景観形成巡視員 16人
	・屋外広告物審議会委員 10人
負担金、補助 及び交付金	・全国景観会議負担金 40
	・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金 10,949
3目 交通対策費	
報 酬	・交通事故相談員 2人
	・交通対策会議委員 7人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県交通対策協議会補助金 5,942
6項 防災費	
1目 防災総務費	
負担金、補助 及び交付金	・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金 40
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬	・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員 10人
負担金、補助 及び交付金	・犯罪被害者等緊急避難場所確保事業費補助金 394
	・地域安全フォーラム開催補助金 541
	・性暴力被害者支援事業補助金 5,777
	・安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業費補助金 3,764
7目 消費者支援対策費	
給 料	・一般職員 5人
報 酬	・非常勤職員 2人
	・不当取引専門指導員 1人
	・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員 20人
	・苦情処理部会委員 5人
	・消費生活審議会委員 15人
負担金、補助 及び交付金	・中部消費生活センター施設管理費負担金 140
	・米子コンベンションセンター施設管理費負担金 1,191
	・消費者団体等活動支援補助金 1,000
	・市町村消費者行政活性化交付金 30,000
貸 付 金	・訴訟費用貸付金 200
積 立 金	・消費者行政活性化基金積立金 18,116
4款 衛生費	
1項 公衆衛生費	
1目 公衆衛生総務費	
給 料	・一般職員 34人
3目 予防費	
報 酬	・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員 6人
	・鳥取県動物愛護推進協議会委員 10人
負担金、補助 及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費 25
	・動物愛護センター運営費補助金 22,600

項 目		金額(千円)等
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・非常勤職員	3人
	・衛生環境研究所外部評価委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
	・全国環境研協議会負担金	46
	・衛生微生物技術協議会会費	8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	88人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・非常勤職員	1人
	・野生鳥獣肉衛生管理検討会委員	7人
	・食の安全推進会議委員	12人
	・調理師試験委員	4人
	・ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	1,006
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	15,561
	・生活衛生営業振興事業補助金	969
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	2,750
4目 環境保全費		
報 酬	・環境審議会委員	30人
	・調停委員	3人
	・次期とっとり環境イニシアティブプラン検討委員	20人
	・バイシクルタウン構想実現化プロジェクト検討委員	5人
	・とっとり次世代エネルギーパーク写真コンクール審査会委員	5人
	・第2期EV・PHVタウン構想検討委員	17人
	・環境保全活動支援事業審査会委員	3人
	・洋上風力発電理解促進検討会委員	4人
	・環境影響評価審査会委員	13人
	・地下水研究プロジェクト委員	6人
	・放射能調査専門家会議委員	3人
	・湖山池環境モニタリング委員会委員	10人
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	3人
	・廃棄物審議会委員	7人
	・鳥取砂丘レンジャー	2人
	・鳥取砂丘景観保全推進員	2人
	・外来種検討委員会委員	11人
	・鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会委員	12人
	・自然保護監視員	5人
	・非常勤職員	8人
負担金、補助 及び交付金	・こどもエコクラブ活動支援補助金	2,300
	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・グリーン購入ネットワーク会費	10
	・電源立地地域対策交付金	73,433
	・再生可能エネルギー活用事業の可能性調査支援補助金	6,000
	・再生可能エネルギー発電事業支援補助金	104,000
	・非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金	90,000

項 目		金額(千円)等
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・木質バイオマスの全量活用に関する調査研究負担金	5
	・家庭用薪ストーブ等導入補助金	3,800
	・家庭用燃料電池導入促進補助金	6,000
	・家庭用太陽熱温水設備導入補助金	3,750
	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金	182,000
	・温泉熱発電導入支援事業補助金	7,500
	・次世代エネルギーパーク施設整備補助金	5,000
	・エネルギーパーク活用促進事業補助金	1,000
	・環境保全活動支援事業補助金	1,000
	・リグニン溶解性イオン液体実用化支援事業補助金	1,500
	・とっとり環境イニシアティブ推進支援交付金	22,000
	・温泉ライダー運営者補助金	8,464
	・EV・PHVレンタカー導入促進モデル事業補助金	2,500
	・鳥取岡山EVエコドライブツアー負担金	2,160
	・電気自動車充電設備導入推進補助金	5,100
	・合併処理浄化槽設置費補助金	15,817
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	691
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	・海藻刈りによる栄養塩循環システム支援事業補助金	4,000
	・湖山池総合対策事業補助金	2,500
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	1,770
	・リサイクルフロンティア推進交付金	50,000
	・Let's4R実践活動推進補助金	2,000
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	10,000
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	3,381
	・微量PCB汚染機器等処理推進補助金	5,500
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	80,918
	・鳥取砂丘観光情報バリアフリー化促進補助金	200
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,000
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	3,020
	・若桜氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金	1,500
	・三徳山遊歩道等整備費補助金	7,500
	・三徳山活動拠点整備費補助金	3,400
	積立金 鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	9,774
3項	保健所費	
1目	保健所費	
	給料 一般職員	80人
6款	農林水産業費	
3項	農地費	
2目	土地改良費	
	給料 一般職員	1人
	負担金、補助及び交付金 農業集落排水事業費補助金	100,150
	地域資源循環技術センター負担金	90
	農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	69,701
	低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	5,400
4項	林業費	
9目	狩猟費	
	報酬 ツキノワグマ追跡調査員	3人
	特定鳥獣保護管理検討会委員	19人

項		目	金額(千円)等
		・非常勤職員	1人
		・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	6人
	負担金、補助 及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	1,157
		・銃猟者育成支援補助金	4,015
7款 商工費			
2項 工鉱業費			
1目 工鉱業総務費			
	給料	・一般職員	2人
4目 計量検定費			
	報酬	・非常勤職員	1人
	負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費			
1目 観光費			
	報酬	・外国人観光客誘致事業推進員	2人
		・非常勤職員	1人
		・ロングトレイルルート検討調査プロポーザル委員	2人
		・県政ジオバイザリースタッフ	1人
	負担金、補助 及び交付金	・山陰海岸ジオウォーク補助金	1,500
		・鳥取砂丘検定実行委員会負担金	400
		・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	17,000
		・山陰海岸ジオパーク調査研究支援補助金	1,500
		・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	4,952
		・隠岐連携大型客船クルーズ補助金	2,100
		・隠岐連携旅行商品造成補助金	1,000
		・鳥取砂丘新発見伝事業負担金	10,000
8款 土木費			
1項 土木管理費			
1目 土木総務費			
	給料	・一般職員	5人
4目 建築指導費			
	報酬	・建築審査会委員	5人
		・建築士審査会委員	5人
		・福祉のまちづくり条例見直し検討会委員	15人
	負担金、補助 及び交付金	・全国建築審査会協議会負担金	48
		・日本建築行政会議負担金	450
		・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
		・伝統建築技能者団体支援事業補助金	4,100
		・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	185,014
		・耐震化支援環境整備事業補助金	1,000
		・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	3,930
		・耐震化地域学習会補助金	175
		・バリアフリー環境整備促進事業補助金	500
		・福祉のまちづくり推進事業補助金	17,461
		・空家対策支援事業補助金	10,000
		・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金	24
		・アスベスト撤去支援事業補助金	11,435
5項 都市計画費			
1目 都市計画総務費			
	給料	・一般職員	2人
	報酬	・開発審査会委員	7人

項 目		金額(千円)等
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
報 酬	・鳥取流緑化スタイルガーデン・デザインコンテスト審査員	5人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人日本公園緑地協会会費	100
	・中国「道の駅」連絡会会費	40
	・花と緑のフェア実行委員会負担金	1,350
	・100名園造成事業補助金	5,000
	・とっとりフェア開催メモリアルイベント補助金	1,000
	・緑のワークショップ「みどりすとカフェ」開催支援補助金	600
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・湖沼における下水道事業推進協議会負担金	10
	・公共下水道推進基金造成事業補助金	21,571
繰 出 金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金	10,293
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	51人
報 酬	・県営住宅家賃納付指導員	6人
	・県営住宅管理人	233人
	・非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県ととりの美しい街なみづくり事業補助金	6,990
	・住宅市街地整備推進協議会負担金	20
	・下水道・集落排水受益者負担金	775
	・国有資産等所在市町村交付金	84,395
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	720
2目 住宅建設費		
報 酬	・非常勤職員	4人
負担金、補助 及び交付金	・とっとり住まいる支援事業補助金	303,050
	・鳥取県木の住まい建設資金補助金	82,507
	・企業間連携活動支援事業補助金	1,500
	・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金	1,440
	・日本住宅協会負担金	18
	・ケーブルテレビ加入負担金	4,702
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	400
	・水道負担金	4,025
	・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	8,192
	・「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業補助金	1,500
	・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	3,000
	・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金	114,162
	・住宅新築資金等貸付助成補助金	17,347
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅利子補給金	220
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	5,462
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	7,414
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	30,445

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳			一般財源							
					特定財源										
					国庫支出金	地方債	その他								
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
02総務費	06防災費	原子力環境センター(仮称)建設事業費	26	137,716	137,716						137,716	137,716		40	
			27	204,696	204,696								204,696		60
			計	342,412	342,412							137,716	137,716	204,696	100

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 再生可能エネルギー活用可能性 調査事業補助	千円 補助金総額6,000千円を 限度として、平成26年度 に交付決定した額から平 成26年度に交付した額を 差し引いた額		千円	平成27年度	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円 限度額に同じ
平成26年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	補助金総額104,000千 円を限度として、平成26 年度に交付決定した額か ら平成26年度に交付した 額を差し引いた額			平成27年度から 平成28年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成26年度 大山頂上公衆便所管理業務委託	2,546			平成27年度から 平成28年度まで	2,546				2,546
平成26年度 ガーデニングショー出展業務委託	4,000			平成27年度	4,000				4,000
平成26年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000			平成27年度から 平成36年度まで	6,000				6,000
平成26年度 公営住宅管理委託	742,760			平成27年度から 平成30年度まで	742,760				742,760
平成26年度 公営住宅整備事業費	106,033			平成27年度	106,033				106,033

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 とっとり住まいる支援事業補助	千円 補助金総額303,050千円を 限度として、平成26年度に 交付決定した額から平成 26年度に交付した額を差し 引いた額		千円	平成27年度	千円 限度額に同じ	千円 125,950千円 を上限とし、限 度額に0.5を乗 じた額	千円	千円	千円 限度額から国庫 支出金の額 (125,950千円を 上限とし、限度額 に0.5を乗じた額) を除いた額
平成26年度 大山オオタカの森管理業務委託	472			平成27年度から 平成28年度まで	472				472

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度 EVタウン推進事業費	17,820	平成23年度から 平成25年度まで	12,515	平成26年度から 平成27年度まで	5,305				5,305
平成25年度 再生可能エネルギー発電事業補助	補助金総額64,360千円 を限度として、平成25年 度に交付決定した額から 平成25年度に交付した額 を差し引いた額			平成26年度から 平成27年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成18年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	314,281	平成19年度から 平成25年度まで	244,419	平成26年度から 平成27年度まで	69,862				69,862
平成18年度 公共下水道推進基金造成事業費	61,596	平成19年度から 平成25年度まで	47,908	平成26年度から 平成27年度まで	13,688				13,688
平成19年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	209,559	平成20年度から 平成25年度まで	139,680	平成26年度から 平成28年度まで	69,879				69,879
平成19年度 公共下水道推進基金造成補助	27,261	平成20年度から 平成25年度まで	18,174	平成26年度から 平成28年度まで	9,087				9,087
平成20年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	74,719	平成21年度から 平成25年度まで	41,500	平成26年度から 平成29年度まで	33,219				33,219
平成20年度 公共下水道推進基金造成補助	43,076	平成21年度から 平成25年度まで	23,931	平成26年度から 平成29年度まで	19,145				19,145

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	16,100	平成22年度から 平成25年度まで	7,152	平成26年度から 平成30年度まで	8,948				8,948
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助	24,172	平成22年度から 平成25年度まで	10,743	平成26年度から 平成30年度まで	13,429				13,429
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	12,167	平成23年度から 平成25年度まで	4,053	平成26年度から 平成31年度まで	8,114				8,114
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	15,895	平成23年度から 平成25年度まで	5,299	平成26年度から 平成31年度まで	10,596				10,596
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	592	平成24年度から 平成25年度まで	130	平成26年度から 平成32年度まで	462				462
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	12,945	平成24年度から 平成25年度まで	2,877	平成26年度から 平成32年度まで	10,068				10,068
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助	3,485	平成25年度	388	平成26年度から 平成33年度まで	3,097				3,097
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助	5,706			平成26年度から 平成34年度まで	5,706				5,706

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業 務委託	3,198	平成25年度	1,066	平成26年度から 平成27年度まで	2,132				2,132
平成25年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業 務委託	62			平成26年度から 平成27年度まで	62				62
小計	3,260	平成25年度	1,066	平成26年度から 平成27年度まで	2,194				2,194
平成25年度 衛生環境研究所庁舎清掃業務委 託	13,410			平成26年度から 平成28年度まで	13,410				13,410
平成23年度 産業廃棄物実態調査業務委託	5,217	平成24年度から 平成25年度まで	2,609	平成26年度から 平成27年度まで	2,608				2,608
平成25年度 産業廃棄物実態調査業務委託	76			平成26年度から 平成27年度まで	76				76
小計	5,293	平成24年度から 平成25年度まで	2,609	平成26年度から 平成27年度まで	2,684				2,684
平成23年度 不法投棄監視カメラシステム賃借 料	5,489	平成24年度から 平成25年度まで	2,745	平成26年度から 平成27年度まで	2,744				2,744

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度、 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成23年度 鳥取県立大山自然歴史館管理委託	153,800	平成24年度から 平成25年度まで	61,520	平成26年度から 平成28年度まで	92,280				92,280
平成25年度 鳥取県立大山自然歴史館管理委託	2,637			平成26年度から 平成28年度まで	2,637				2,637
小計	156,437	平成24年度から 平成25年度まで	61,520	平成26年度から 平成28年度まで	94,917				94,917
平成24年度 布勢陸上競技場大会運営システム賃借料	17,388	平成25年度	4,347	平成26年度から 平成28年度まで	13,041				13,041
平成25年度 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理委託	245,315			平成26年度から 平成30年度まで	245,315				245,315
平成25年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園管理委託	598,630			平成26年度から 平成30年度まで	598,630				598,630
平成25年度 燕趙園管理委託	368,235			平成26年度から 平成30年度まで	368,235				368,235
平成25年度 鳥取県立布勢総合運動公園管理委託	1,369,030			平成26年度から 平成30年度まで	1,369,030				1,369,030
平成25年度 米子駅前だんだん広場植栽管理業務委託	688			平成26年度から 平成27年度まで	688				688

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度 消費生活相談事業費	112,378	平成25年度	28,029	平成26年度から 平成28年度まで	84,349			1,366	82,983
平成25年度 消費生活相談事業費	2,411			平成26年度から 平成28年度まで	2,411				2,411
小 計	114,789	平成25年度	28,029	平成26年度から 平成28年度まで	86,760			1,366	85,394
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	109,992	平成17年度から 平成25年度まで	48,615	平成26年度から 平成36年度まで	61,377				61,377
平成24年度 公営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	7,625	平成25年度	4,167	平成26年度から 平成27年度まで	3,458			3,458	0
平成25年度 公営住宅水道料金等使用料徴収 事務委託	47			平成26年度から 平成27年度まで	47			47	0
小 計	7,672	平成25年度	4,167	平成26年度から 平成27年度まで	3,505			3,505	0
平成25年度 被災者向け民間賃貸住宅(借上 げ応急仮設住宅)賃借料	1,874			平成26年度から 平成27年度まで	1,874				1,874

平成26年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			804,273	735,343	68,930			
	1 負担金		804,273	735,343	68,930			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	804,273	735,343	68,930	天神川流域下水道建設事業費負担金	173,654	
					天神川流域下水道管理事業費負担金	630,619		
2 使用料及び手数料			517	517	0			
	1 使用料		517	517	0			
		1 行政財産使用料	517	517	0	1 行政財産使用料	517	
3 国庫支出金			499,807	339,610	160,197			
	1 国庫補助金		499,807	339,610	160,197			
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	499,807	339,610	160,197	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	499,807	
4 繰入金			10,293	3,844	6,449			
	1 一般会計繰入金		10,293	3,844	6,449			
		1 一般会計から繰入	10,293	3,844	6,449	1 一般会計から繰入	10,293	
5 繰越金			127,190	171,360	△44,170			
	1 繰越金		127,190	171,360	△44,170			
		1 繰越金	127,190	171,360	△44,170	1 前年度繰越金	127,190	
6 諸収入			126	0	126			
	1 雑入		126	0	126			
		1 雑入	126	0	126	1 雑入	126	
7 県債			167,000	122,000	45,000			
	1 県債		167,000	122,000	45,000			
		1 天神川流域下水道事業債	167,000	122,000	45,000	1 天神川流域下水道事業債	167,000	建設事業費充当
歳入合計			1,609,206	1,372,674	236,532			

平成26年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課（内線：7402）

1 目 建設事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	845,654	582,559	263,095	499,807	<56,112> 167,000	(負担金) 171,154	7,693	県負担額 63,805
トータルコスト	856,489千円（前年度593,681千円）[正職員：1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標（指標）	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の処理場施設の改築及び幹線管渠の工事等に要する経費である。								
単県流域下水道事業費	5,100	5,100	0			(負担金) 2,500	2,600	
トータルコスト	8,970千円（前年度9,072千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。								

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成26年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7402)

1 目 管理運営費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理運営費	32,205	223,751	△191,546			(繰越金) 32,205		
トータルコスト	32,379千円 (前年度 224,278千円) [正職員: 1.8人]							
主な業務内容	工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
修繕工事、財政計画策定業務委託、備品購入等、管理運営に要する経費である。								
職員人件費	13,756	13,772	△16			(使用料) 517 (繰越金) 13,113 (雑入) 126		
事業内容の説明								
一般職の職員2名分の人件費である。								

平成26年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7400)

2 目 業務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	繰入金											
業務費	578,367	415,962	162,405			(負担金) 496,495 (繰越金) 81,872												
トータルコスト	579,915千円 (前年度 417,551千円) [正職員: 0.2人]																	
主な業務内容	委託契約、流域下水道指定管理者との調整																	
工程表の政策目標(指標)	-																	
事業内容の説明																		
<p>終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等について、指定管理者である公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に委託する。</p> <p>(1) 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)</p> <p>(2) 委託料の額 総額 2,902,592千円 年度別内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>578,367千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>579,434千円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>558,753千円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>581,699千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>604,339千円</td> </tr> </table>									平成26年度	578,367千円	平成27年度	579,434千円	平成28年度	558,753千円	平成29年度	581,699千円	平成30年度	604,339千円
平成26年度	578,367千円																	
平成27年度	579,434千円																	
平成28年度	558,753千円																	
平成29年度	581,699千円																	
平成30年度	604,339千円																	

2 款 公債費

1 項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7400)

1 目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	98,400	94,349	4,051			(負担金) 98,400		
トータルコスト	98,400千円 (前年度 94,349千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。								

平成26年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7400)

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
利子	35,724	37,181	△1,457			35,724		
トータルコスト	35,724千円 (前年度 37,181千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還に要する経費である。								

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節	天神川流域下水道事業特別会計合計						
	1款 流域下水道事業費						
	1項 流域下水道建設事業費				2項 流域下水道管理事業費		
			1目 建設事業費		1目 管理運営費	2目 業務費	
1 報酬							
2 給料	7,388	7,388			7,388	7,388	
3 職員手当等	3,700	3,700			3,700	3,700	
4 共済費	2,668	2,668			2,668	2,668	
8 報償費							
9 旅費	1,025	1,025	485	485	540	540	
10 交際費							
11 需用費	1,332	1,332	720	720	612	612	
12 役務費	1,617	1,617	1,010	1,010	607	607	
13 委託料	690,567	690,567	104,300	104,300	586,267	7,900	578,367
14 使用料及び賃借料	2,703	2,703	1,424	1,424	1,279	1,279	
15 工事請負費	749,815	749,815	742,815	742,815	7,000	7,000	
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	8,800	8,800			8,800	8,800	
19 負担金、補助及び交付金	467	467			467	467	
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料	134,124						
24 投資及び出資金							
25 積立金							
26 寄付金							
27 公課費	5,000	5,000			5,000	5,000	
28 繰出金							
予備費							
計	1,609,206	1,475,082	850,754	850,754	624,328	45,961	578,367
財源内訳	国庫支出金	499,807	499,807	499,807	499,807		
	地方債	167,000	167,000	167,000	167,000		
	その他	932,106	797,982	173,654	173,654	624,328	45,961
	繰入金	10,293	10,293	10,293	10,293		

(単位:千円)

款 項 目 節		天神川流域下水道事業			
		2款 公債費			
		1項公債費		1目 元 金	2目 利 子
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
8	報 償 費				
9	旅 費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	134,124	134,124	98,400	35,724
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	134,124	134,124	98,400	35,724
財 源 内 訳	国庫支出金				
	地 方 債				
	そ の 他	134,124	134,124	98,400	35,724
	繰 入 金				

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費		
2項 管理運営費		
1目 管理運営費		
	給 料・一般職員	2人
	負担金、補助及び交付金・日本下水道協会会費	467
2款 公債費		
1項 公債費		
1目 元金		
	償還金、利子及び割引料・地方債元金償還金	98,400
2目 利子		
	償還金、利子及び割引料・地方債利子償還金	35,724

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			繰入金
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 幹線管渠調査設計委託	千円 20,000		千円	平成27年度	千円 20,000	千円 10,000	千円 5,000	千円 5,000	千円 0
平成26年度 財政計画策定業務委託	千円 1,300			平成27年度	千円 1,300			千円 1,300	千円 0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			繰入金
						国庫支出金	地方債	その他	
平成25年度 天神川流域下水道管理委託	千円 2,902,592		千円		千円 2,902,592	千円	千円	千円 2,902,592	千円 0

給 与 費 明 細 書

(1) 総 括

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考			
		給料 (千円)		職員手当 (千円)		計 (千円)								
本年度	2	7,388		3,542		10,930			2,668	13,598				
前年度	2	7,362		3,546		10,908			2,700	13,608				
比較	0	26		△ 4		22			△ 32	△ 10				
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	本年度	248	0	130	1,652	966	234	160	0	0	138	0		
	前年度	256	0	128	1,648	962	228	168	0	0	142	0		
	比較	△ 8	0	2	4	4	6	△ 8	0	0	△ 4	0		
	区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤 手 当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本年度	2	0	0	0	0	0	0	12	0				
	前年度	2	0	0	0	0	0	0	12	0				
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	26	1 昇給に伴う増加分	114 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	114 平均昇給率 1.42%
		2 その他の増減分	△ 88 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 88
職員手当	△ 4	1 その他の増減分	△ 4 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 4

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
平成26年1月1日現在	平均給料月額(円)	354,150
	平均給与月額(円)	401,214
	平均年齢(歳)	47.00
平成25年1月1日現在	平均給料月額(円)	352,300
	平均給与月額(円)	417,341
	平均年齢(歳)	46.00

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高	校 卒	137,100
大	学 卒	169,700
国 の 制 度	高 校 卒	140,100 (133,418)
	大 学 卒	172,200 (163,987)

※国の制度の括弧内の額は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく給与減額支給措置による減額後の額

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成26年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成25年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工 昇給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	2	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	1
		6 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	2	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	2
		6 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	1.855	2.045	3.9	有	
前 年 度	1.855	2.045	3.9	有	
国 の 制 度	1.9	2.05	3.95	有	

カ 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構 成され、調整額は給料表、職務の級 等に応じ決定される。
国 の 制 度 (支 給 率 等)	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職特例 措置(1~45%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構 成され、調整額は給料表、職務の級 等に応じ決定される。

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	配偶者の手当額10,500円
地 域 手 当	異 な る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	異 な る	自動車等使用者の手当額（通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,525,623	1,544,274	167,000	98,400	1,612,874
合 計	1,525,623	1,544,274	167,000	98,400	1,612,874

条例名等

鳥取県附属機関条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由
 県行政への専門的知識等の導入を行うため、県自然環境保全施策に関して調査審議を行う附属機関を新たに設置する。

2 概要

名 称	調査審議する事項
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項

第11次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣の保護管理の普及・啓発を図るため、愛鳥週間用ポスター原画募集の全国コンクール等に併せて、市町村、学校、関係団体等の理解と協力を得て県主催の図案コンクール及び野生動物の巣箱コンクール等を実施し、知事表彰の選考を行う。

3 施行期日
 平成26年4月1日

条例名等	鳥取県附属機関条例の一部改正について				
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>消費者教育を総合的に推進するため、専門的知識や住民意見を導入し調査審議を行う附属機関を新設するものである。</p> <p>2 概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県消費者教育推進地域協議会</td> <td style="text-align: center;">消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第20条第2項に規定する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 委員の構成 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の関係機関の職員等</p> <p>(2) 調査審議の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育推進計画の作成又は変更に関する意見陳述 ○消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する情報交換及び調整 <ul style="list-style-type: none"> ・各主体の連携・協働による消費者教育の推進 ・学校、地域、職域など様々な場における消費者教育の推進 ・消費者教育の人材(担い手)の育成 等 <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>	名称	調査審議する事項	鳥取県消費者教育推進地域協議会	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第20条第2項に規定する事項
名称	調査審議する事項				
鳥取県消費者教育推進地域協議会	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第20条第2項に規定する事項				

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例案

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県外来種検討委員会	外来種の防除、駆除等の外来種対策に関する事項	鳥取県外来種検討委員会	外来種の防除、駆除等の外来種対策に関する事項
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項		
略		略	
鳥取県動物愛護推進協議会	人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活環境づくりのための施策に関する事項	鳥取県動物愛護推進協議会	人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活環境づくりのための施策に関する事項
鳥取県消費者教育推進地域協議会	消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第2項に規定する事項		
略		略	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について （鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正について）			
提 出 理 由 及 び 概 要	1. 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、医薬品等の試験に係る手数料の額を引き上げる等所 要の改正を行う。			
	2. 概要 (1) 次に掲げる試験に係る手数料の額を引き上げる。			
	区分	単位	金額	
			改正前	改正後
	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験 ア 規格試験 (ア) 前処理の必要がないもの又は前処理として 溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの 、蒸発乾固を行うものその他これに類する程 度の前処理を行うもの (イ) その他のもの	1 件につき	14,430円	16,563円
	イ 成分試験 (ア) 前処理の必要がないもの又は前処理として 溶媒に溶解するものその他これに類する程度 の前処理を行うもの (イ) 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発 乾固を行うものその他これに類する程度の前 処理を行うもの (ウ) その他のもの	1 成分につき	4,883円	5,053円
		1 成分につき	12,285円	13,198円
		1 成分につき	22,619円	23,523円
	(2) 医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表に掲げる検査に係る手数料を廃止する等所 要の規定の整備を行う。			
	(3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。			

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について （鳥取県都市公園条例の一部改正について、鳥取県手数料徴収条例の一部改正について）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>（鳥取県都市公園条例の一部改正について）</p> <p>1 提出理由 平成26年4月1日に予定されている消費税率の引き上げに対応して、公園の占有に伴う公園使用料を改定するため、当該基準の改定額について条例において定めるものである。</p> <p>2 概 要 （1）都市公園法第5条第1項に基づき県が徴収する都市公園施設に係る設置・管理許可に係る公園使用料を消費税率の改定（5%から8%）に伴い条例において基準額を改定する。 （2）同法第6条第1項又は第3項に基づき県が徴収する都市公園施設に係る設置・管理許可に係る公園使用料を消費税率の改定（5%から8%）に伴い条例において基準額を改定する。 （3）鳥取県都市公園条例第7条第1項又は第2項の許可に基づき県が徴収する都市公園内における行為許可（物販や集会・展示会等の催し）に係る公園使用料についても消費税率の改定に伴い基準額を改定する。</p>
<p>要</p>	<p>（鳥取県手数料徴収条例の一部改正について）</p> <p>1 提出理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、狩猟免許の更新手数料の標準額が改正されることに伴い、当該手数料を引き上げる。</p> <p>2 概 要 （1）狩猟免許の更新手数料を2,900円（現行 2,800円）に引き上げる。 （2）施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1. <u>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験</u>			1. <u>薬品若しくは化粧品試験又は衛生材料若しくは医療用具規格試験</u>		
(1) 規格試験			(1) 規格試験		
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1件につき	<u>16,563円</u>	ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1件につき	<u>14,430円</u>
イ その他のもの	1件につき	<u>37,571円</u>	イ その他のもの	1件につき	<u>33,140円</u>
(2) 成分試験			(2) 成分試験		
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>5,053円</u>	ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>4,883円</u>
イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>13,198円</u>	イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>12,285円</u>
ウ その他のもの	1成分につき	<u>23,523円</u>	ウ その他のもの	1成分につき	<u>22,619円</u>
2 ウイルス検査 分離同定検査	1種目につき	16,206円	2 ウイルス検査 分離同定検査	1種目につき	16,206円
			3 平成20年厚生労働省 告示第59号(診療報酬 の算定方法)別表第1	1件につき	点数表 により算 定した額

			医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査	(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等においては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額)
3	略		4	略
4	略		5	略

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第5条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第5 (第14条関係)				別表第5 (第14条関係)			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
		金額				金額	
		非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以

				外の設置等
法第5条第1項	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>
1	公園施設の管理の許可	略		
	その他の場合	1平方メートルにつき1月		<u>1,360円</u>
法第6条第1項又は第3項	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	<u>972円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	7円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートルにつき1年	75円	<u>81円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110円	<u>118円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150円	<u>162円</u>
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		300円	<u>324円</u>
	外径が0.4メートル		760円	<u>820円</u>

				外の設置等
法第5条第1項	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,102円</u>
1	公園施設の管理の許可	略		
	その他の場合	1平方メートルにつき1月		<u>1,330円</u>
法第6条第1項又は第3項	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	<u>1,575円</u>
	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	<u>945円</u>
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートルにつき1年	75円	<u>78円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110円	<u>115円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150円	<u>157円</u>
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		300円	<u>315円</u>
	外径が0.4メートル		760円	<u>798円</u>

	以上1メートル未満のもの			
	外径が1メートル以上のもの		1,370円	<u>1,479円</u>
	ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,639円</u>
	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年	460円	<u>496円</u>
	公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
略				
	標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>
略				
第7条第1項	物品の販売その他の営業	1人につき1日		<u>410円</u>
又第2項の許可	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日		<u>4円</u>
備考 略				

	以上1メートル未満のもの			
	外径が1メートル以上のもの		1,370円	<u>1,438円</u>
	ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,538円</u>
	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年	460円	<u>483円</u>
	公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,575円</u>
略				
	標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,575円</u>
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,102円</u>
略				
第7条第1項	物品の販売その他の営業	1人につき1日		<u>400円</u>
又第2項の許可	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日		<u>3円</u>
備考 略				

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第15条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(234の2) 略</p> <p>(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき<u>2,900円</u></p> <p>(236)～(238) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(234の2) 略</p> <p>(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき<u>2,800円</u></p> <p>(236)～(238) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条の規定 平成26年5月1日
- (2) 第14条(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)の規定 平成26年3月30日
- (3) 第15条(鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第15号、第200号及び第235号の改正規定を除く。)の規定 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)の施行の日
- (4) 第19条(鳥取県警察手数料条例第2条第1項第31号の5の改正規定を除く。)の規定 道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)の施行の日

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水道の利用に係る料金で同日から平成26年4月30日までの間に支払を受ける権利が確定するものについては、第16条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条 例 名 等	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 大気汚染防止法の一部が改正され、吹付け石綿等が使用されている建築物の解体等を伴う建設工事の実施の届出義務者が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 石綿を含有する建築材料を用いた建築物の解体等を伴う建設工事の実施の届出は、当該建設工事の発注者又は請負によらないで自ら施工する者(現行 建設工事を施工する者)が行うものとする。</p> <p>(2) 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物の解体等を伴う建設工事の場合に行う事前調査結果の報告についても、(1)と同様とする。</p> <p>(3) 建築物の解体等を伴う建設工事の発注者は、当該工事を施工しようとする者が行う事前調査に要する費用を負担するなど事前調査に協力しなければならないこととする。また、当該建設工事を施工しようとする者は、当該建設工事の発注者に対し、事前調査の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととする。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(5) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成 17 年鳥取県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 略</p> <p>第 3 章 解体等作業の事前調査（第 6 条の 2—<u>第 6 条の 5</u>）</p> <p>第 4 章～第 6 章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 2 条第 12 項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「<u>特定粉じん排出等作業</u>」という。）に該当しないものをいう。</p> <p>(6) <u>作業基準</u> 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。</p> <p>(7) <u>発注者等</u> 発注者（<u>建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。</u></p> <p>（事前調査の実施）</p> <p>第 6 条の 2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等による調査を行い、<u>当該調査（法第 18 条の 17 第 1 項の規定による調査を含む。）の結果を記録し、これを保存しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 解体等工事の発注者は、当該解体等工事を施工しようとする者が行う第 1 項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 略</p> <p>第 3 章 解体等作業の事前調査（第 6 条の 2—<u>第 6 条の 4</u>）</p> <p>第 4 章～第 6 章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 2 条第 12 項に規定する特定粉じん排出等作業に該当しないものをいう。</p> <p>(6) <u>飛散等防止基準</u> 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。</p> <p>（事前調査の実施）</p> <p>第 6 条の 2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等により調査し、<u>その結果を記録し、これを保存しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>

関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事(他の者から請け負ったものに限る。)を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、前条第1項の規定による調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

(1) 次条第1項に規定する報告対象工事 同項第3号から第5号までに掲げる事項

(2) 第7条第1項に規定する届出対象工事 同項第4号から第7号までに掲げる事項

2 前条第1項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事(以下「報告対象工事」という。)の発注者等は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 報告対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 略

(4) 略

(5) 吹付け石綿に係る第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事

(事前調査結果の報告)

第6条の3 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事(以下「報告対象工事」という。)を施工しようとする者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 吹付け石綿に係る前条の規定により実施した調査の方法及び結果

(5) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事

<p>の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>	<p>を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(解体等作業の一時停止等)</p>	<p>(解体等作業の一時停止等)</p>
<p>第6条の5 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。</p>	<p>第6条の4 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。</p>
<p>2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。</p>	<p>2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)</p>	<p>(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)</p>
<p>第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）の発注者等は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<p>(2) 略</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>(4) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>(7) 略</p>	<p>(7) 略</p>
<p>(8) 略</p>	<p>(7) 略</p>
<p>2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が作業基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(発注者の配慮)

第9条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象工事又は法第18条の15第1項に規定する特定工事（以下「届出対象工事等」という。）を施工しようとする者は、届出対象工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事等を施工する者は、速やかに、前項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が飛散等防止基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を飛散等防止基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が飛散等防止基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(注文者の配慮)

第9条 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、飛散等防止基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、届出対象工事又は同条第1項に規定する特定工事に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存が行われずに解体等工事が施工されていること。
- (2) 第6条の4第1項の規定による報告が行われずに報告対象工事が施工されていること。
- (3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出が行われずに届出対象工事等が施工されていること。
- (4) 作業基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業が実施され、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。
 - ア 第6条の4第1項又は第2項の規定による報告
 - イ 略
 - ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による報告
 - エ 略
- (2) 第6条第2項、第6条の5第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の5第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。
- (3) 略

2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存を行わないで解体等工事を施工していること。
- (2) 第6条の3第1項の規定による報告を行わないで報告対象工事を施工していること。
- (3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出を行わないで届出対象工事又は同項に規定する特定工事を施工していること。
- (4) 飛散等防止基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業を実施し、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を実施していること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。
 - ア 第6条の3第1項又は第2項の規定による報告
 - イ 略
 - ウ 第10条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による報告
 - エ 略
- (2) 第6条第2項、第6条の4第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。
- (3) 略

<p>2・3 略</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第13条 知事は、第6条第3項、<u>第6条の5第3項</u>又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第2項、<u>第6条の5第1項</u>若しくは第8条第1項の規定による勧告又は<u>第6条の5第2項</u>若しくは第8条第2項の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の4第1項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) <u>第6条の5第2項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の4第2項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) 略</p>	<p>2・3 略</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第13条 知事は、第6条第3項、<u>第6条の4第3項</u>又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第2項、<u>第6条の4第1項</u>若しくは第8条第1項の規定による勧告又は<u>第6条の4第2項</u>若しくは第8条第2項の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の3第1項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) <u>第6条の4第2項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第6条の3第2項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「旧条例」という。）第6条の3第1項又は第2項の規定による報告がされた建設工事については、改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「新条例」という。）第6条の3第1項第1号及び第6条の4の規定は、適用しない。
- 3 施行日前に旧条例第7条第1項又は第2項の規定による届出がされた建設工事については、新条例第6条の3及び第7条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 使用済タイヤを屋外で集積して保管している者に対して指導、勧告及び命令を適切に行えるようにするため、当該保管者に対する報告徴収及び保管場所等への立入検査が行えるようにする。</p> <p>2 概要 (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済タイヤの保管者に対し必要な報告等を求め、又はその職員に、保管場所等へ立ち入り、使用済タイヤ等の物件を検査させることができることとする。 (2) (1)の報告等をせず又は検査の拒否等をした者は、10万円以下の罰金に処する。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、平成26年5月1日とする。</p>

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第10条 略</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第11条 <u>知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定保管者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定保管者の特定保管の場所若しくは事務所に立ち入り、使用済タイヤ、書類その他の物件を検査させることができる。</u></p> <p>2. <u>前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p>	<p>第10条 略</p> <p>(市町村条例との関係)</p>
<p>(市町村条例との関係)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(市町村条例との関係)</p> <p>第11条 略</p>
<p>(規則への委任)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第12条 略</p>
<p>(罰則)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) <u>第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>(2) <u>第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</u></p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。</u></p>
<p>第15条 略</p> <p>附 則</p>	<p>第14条 略</p> <p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p>

<p>(経過措置)</p> <p>2 略</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(検討)</p> <p>3 <u>知事は、平成25年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
--------------------------	--

附 則

この条例は、平成26年5月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の廃止について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 廃止理由 県内事業者による木造住宅の建設等に対する補助制度を新たに設けることに伴い、県産材を活用した木造住宅の建設、住宅の改修等をした個人に交付する環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例は、廃止する。 (2) 施行期日等 ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例を廃止する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例（平成 17 年条例第 10 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に交付決定された環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金については、なお従前の例による。

条 例 名 等	風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止等について													
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正され、条例の制定権限が都道府県から市町村に変更されたことに伴い、当該条例を廃止し、及び関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例は、廃止する。 (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 米子市が処理する事務から、風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく事務を削る。 (3) 鳥取県景観形成条例の一部改正 届出を要しない行為から、風致地区内における建築等の規制に関する条例による許可等を受けた行為を削る。 (4) 施行期日等 ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。(この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用)</p> <p>【参考】</p> <p>1 政令一部改正の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">条例の対象となる風致地区</th> <th colspan="2">条例制定権</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都道府県条例</td> <td>10ha以上の風致地区 (2以上の市町村の区域にまたがるものを除く)</td> <td>知事</td> <td>市町村長</td> </tr> <tr> <td>10ha以上の風致地区 (2以上の市町村の区域にまたがるものに限る)</td> <td>知事</td> <td>知事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10ha未満の風致地区の条例制定権は従来どおり市町村。</p> <p>2 風致地区制度の概要 (1) 制度概要 都市計画区域内において自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区について、自然的要素の保全・創出を図りつつ、建物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図る。 (2) 県内の指定状況 県内の風致地区の指定は米子市のみである。また、米子市においては、政令の一部改正を受けて、「米子市風致地区内における建築等の規制に関する条例」が制定され、平成26年4月1日に施行される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><県内の指定状況> 名 称：湊山風致地区(米子市灘町及び祇園町地内) 面 積：約40ha 指定日：昭和15年5月3日</p> </div>	区 分	条例の対象となる風致地区	条例制定権		改正前	改正後	都道府県条例	10ha以上の風致地区 (2以上の市町村の区域にまたがるものを除く)	知事	市町村長	10ha以上の風致地区 (2以上の市町村の区域にまたがるものに限る)	知事	知事
区 分	条例の対象となる風致地区			条例制定権										
		改正前	改正後											
都道府県条例	10ha以上の風致地区 (2以上の市町村の区域にまたがるものを除く)	知事	市町村長											
	10ha以上の風致地区 (2以上の市町村の区域にまたがるものに限る)	知事	知事											

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する等の条例

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止)

第1条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)は、廃止する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(21) 略	略	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(21) 略	略
43 略		43 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)に基づく事務	米子市
44 略		44 略	
45 略		45 略	
46 略		46 略	
47 略		47 略	
47 略		48 略	

(鳥取県景観形成条例の一部改正)

第3条 鳥取県景観形成条例(平成5年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外行為の追加) 第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるものア~オ 略 カ 略 キ 略 (2)~(9) 略	(適用除外行為の追加) 第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるものア~オ 略 <u>カ 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為</u> キ 略 ク 略 (2)~(9) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

件名	天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について。												
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決（昭和58年3月3日議決）の一部を変更し、平成26年4月1日から適用することについて、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">変更後</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">変更前</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">関係市町</th> <th style="text-align: center;">負担すべき金額</th> <th style="text-align: center;">関係市町</th> <th style="text-align: center;">負担すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町</td> <td style="text-align: center;">排水1立方メートル につき <u>93円</u></td> <td style="text-align: center;">倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町</td> <td style="text-align: center;">排水1立方メートル につき <u>91円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成26年4月1日からの消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、関係市町が負担する金額を改定する。（関係市町も消費税率の引上げに伴い、下水道の利用料金の改定を予定。）</p>	変更後		変更前		関係市町	負担すべき金額	関係市町	負担すべき金額	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートル につき <u>93円</u>	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートル につき <u>91円</u>
変更後		変更前											
関係市町	負担すべき金額	関係市町	負担すべき金額										
倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートル につき <u>93円</u>	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水1立方メートル につき <u>91円</u>										